

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成27年3月6日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 田中道治君
- 12番 市川圭一君
- 13番 山越守君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 1名

- 18番 板倉香君

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者 職務代理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成27年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成27年3月6日（金）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

18番板倉 香君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（山越 守君） 初めに、9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 改めましておはようございます。

会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。

今回も質問は一問一答でしますので、よろしく願いいたします。

最初に、介護サービスについて質問したいと思います。

牛久市は、今さら言うまでもなく、東京のベッドタウンとして発展したまちですが、年々増加する高齢者に対して、細部にわたり安全や安心をどのように組み立て提供していくことができるのかが喫緊の課題となってきました。

また、介護事業の被保険者の視点から言えば、高齢者をどのようにしたら介護を必要としない状況で年を重ねることができるのかということが大切となり、予防に対するさまざまな角度での議論が必要であろうと思います。

さて、通告してあります質問ですが、ことしの1月15日配布の広報うしくに掲載されておりました高齢福祉課の介護関連の職員の募集について、応募の結果状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

本年1月15日発行の広報うしくでの非常勤職員募集につきましては、介護認定調査員と介護保険相談員の2つの職種を募集しました。現在、介護認定調査員、介護保険相談員ともに2名ずつの応募がある状況です。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） この介護認定調査員や介護保険相談員、若干名ということで募集がかかっておりましたが、今担当のほうから2名ずつということが答弁されたわけですが、4月から各市町村へ段階的に移行される予防通所介護と予防訪問介護の事業の増員としてではないのですか。確認をいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

この2つの職種の業務内容につきましては、広報うしくにも掲載しておりますが、まず介護認定調査員は、認定申請をした方の調査業務でありまして、また介護保険相談員につきましては、介護施設に出向いての相談業務を行うものであります。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） なぜこのような質問をするかといいますと、今現場の介護施設では、介護職員が不足し、何度募集しても人が集まらなく、介護という言葉だけで厳しい労働環境と賃金の低さがイメージとしてあり、就業率も上向いていることもあり、他の業種へ移ってしまったり、また競合する事業者がふえ、施設同士で介護職員の奪い合いが起きているというふうにも聞いております。このようなことがこの牛久市でも起きておりますが、関係所管は把握しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えをいたします。

今御質問の介護職員につきましては、今後国でもさまざまな処遇改善策として報酬のアップなども検討されているところです。それによりまして、適正な報酬を得て働くような環境が整っていけば、その介護職員の不足ということも解消されていくのではないかと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） これが進んで、特養のニーズはもちろんのことなんですが、介護施設へのニーズはふえる一方であるこの牛久市の状況なのに、介護職員が不足の状況ではサービスの低下と崩壊を免れませぬ。先ほど次長のほうから答弁がありましたように、今国のほうで介護報酬の2.27%の削減により、職員の待遇改善として1万円以上、1万5,000円ぐらいというようなことも言われておりますが、なかなかこれが思うようにいかないのが現状であると思います。今からこのような状況にあるということは、2025年の団塊の世代が75歳になったときに、その人数が219万人になり、介護職に当たる職業そのものが30万人が不足すると言われていた中で、私たち団塊の世代は大変不安にならざるを得ないのが現状です。

そのような声が皆さんからたくさん寄せられているのも現状です。

先ほど申しましたように、介護職員の奪い合いが現実的に起きていて、その後どのようになっているのかということをごここで言う必要性もないだろうけれども、私も頼まれて何人かの介護職にある人に聞きましたけれども、少しでも条件のいい職場にというふうに言われておりました。今次長がおっしゃるように、厚生労働省でも、子育てで離職しないようにとか、介護職の人材育成を積極的にしている職場には公的な認証をしたりする制度を始めておりますけれども、いかんせん、この介護職に対しては、腰痛になるとかいろいろな問題が発生しておりますので、なかなか定着率も低いというふうに現実的な問題があるわけです。

このように介護職を不足させ、サービスの低下にならないために、ぜひ牛久市といたしましては、前に社協が何かで育成をしたと思うんですけども、そのような育成を市民を対象にしていくことが考えられるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護職員の育成ということでお答えをいたします。

現在も、社会福祉協議会におきまして、ヘルパーの養成等の事業も行ってございまして、そのような方が今後各地域でそれぞれの立場でそういう業務と申しますか地域の皆さんの介護の向上ということで活躍していただけるようなことで今も進めているところです。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ぜひ市の施策としてやることによって、介護職に従事しなくても、今居宅介護のほうに移行している国の制度そのものの中で、それを勉強することで、上手に、先ほど申し上げましたような腰痛にならなくて介護ができるということも一方ではありますので、ぜひ強力にその辺は進めていっていただきたいということです。

次に、②の問題ですが、各市町村に移行されます要支援1や2の介護者向けの一部のサービスを含めた地域医療介護総合確保推進法の詳細が明らかになり、ことしの4月から完全移行される2017年までの要支援のサービスの態勢をどう進め、どうつくるのが、スケジュール的なことと内容についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 要支援1・2の方のサービスの移行ということでお答えいたします。

介護保険法の改正では、要支援1・2の認定者の訪問介護、通所介護サービスは、平成29年4月までに市の実施する地域支援事業に移行することとなっております。

牛久市では、この移行に関しましては段階的な移行を考えてございまして、訪問型サービスの中でもホームヘルプといった生活支援事業を早期に取り組むため、現在準備を進めているところであります。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今地域支援の中で段階的に進めていくというふうにお伺いしたんですけども、2017年までにスケジュール的なものももし、概要です、大体でいいんですが、しっかりと2017年までにはできるのか、できないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） それでは、スケジュール的なものについてお答えをいたします。

これまで、検討段階ではありますけれども、先ほど答弁いたしました訪問型サービスの中のホームヘルプ、この中の生活支援事業につきましては、平成27年度中の早期に実施するように検討しております。

そのほかの事業につきましては、準備期間も一定程度必要と考えますので、今のところ28年度、来年度から実施ということで今後予定を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 現段階で7割の自治体がなかなか進んでいないという中で、そのようにしっかりとした28年度までに大卒の訪問介護に対する内容というか決まっているということで、市民のほうにも伝えていきたいと思います。

何ゆえに今市民の人たち、要するに要支援1・2の方たちはたくさん家族で介護している状況なんです。その中には認知症の方たちが大変多いという事実もございまして、その辺について訪問介護、要するにデイサービスですね、要支援に対するデイサービスがしっかりとできるようにになれば、今御苦労されている方たちも随分安心していくのではないかと思うところであります。

つけ加えまして、介護度がまだ軽い要支援の段階での介護の内容と介護の仕方によっては進行もとめることができると思われまして、この今事実、そういう施設を私ども市民クラブは視察してまいりますけれども、介護度の低い人はテーブルにただ座らせておかれるというような形なので、現行の制度では介護度が重くならないように支えるという意味では、なかなか十分な支援が行われていないのではないかというふうに考えているところです。要するに、軽度の人から自分の施設に囲い込めば、どんどん介護度が高くなればそれなりに経営状況がよくなるというような考えの施設もあるかに伺っておりますので、その辺についても十分に担当所管の人たちはよく見ていただき、そしてその辺について議論していただければと思っております。

今回、軽度の人たちが各市町村に移行されるというふうになれば、当然各自自治体のサービスの内容によっては介護度が重くならなくて済んでいくのではなからうかと思えます。その進行をとめるようなことも一方の自治体のほうではもう既にやっているということもありますので、ぜひその辺についてしっかりと考えていただければと思うのですが、市は同様な質問に対し、担い手や運営についてはシルバー人材センターやNPOなどに協力を仰ぎながら現行のサービスを提供していきたい旨を答弁されておりますが、多様なサービスといいますが、やはり今申し上げましたように、進行がしないようにどうしたらいいのかという

ふうなやはり議論を前提として従前のサービスのほかにどのようなサービスを現在考えているのか、もし具体的に考えているのであればお尋ねしたいと思いますが、この辺の問題につきましては、なかなかそのうちに別の自治体がやって効果があるというようなこともありますので、その情報は持っていきたいのですが、その現段階の具体的な内容があればお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） サービスの具体的な内容ということでお答えをいたします。

先ほど答弁申し上げました訪問型サービスの中のホームヘルプ、その中で生活支援事業というのは、日常生活用具の例えば買い物ですとか、掃除ですとか、調理、そのような内容を想定しております。これは、今まで訪問介護として専門のホームヘルパーが担当していたわけですが、こういうものを緩和した基準の中でやっていただくことで、今までそういう専門的な資格を持ったヘルパーが担当していたのから今後は専門性を生かした身体介護など専門的なサービスに集中した態勢になっていくのかなということで想定しております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次に、介護サービスを受けられる方の中には、身体的に不自由でも、頭脳、要するに意識というかしっかりとしている方も多いわけですが、その中で通所介護にしても、居宅介護にしても、その介護士の接し方について大変プライドが傷つけられるような言動や、作業指示、要するにいわゆるレクリエーションということですが、そのようなことが多く聞こえてきます。例えば、一部ではもう使わないと言われておりますような赤ちゃん言葉で接する、またあるいは威圧的な声かけ、「何々をしなさい」とか、「これはこうですよ」みたいな威圧的な声かけで接するというような接し方に対しても、やはり数点の声が寄せられております。このようなものに対する指導ですか、そういうものがどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

また、男性が女性を介護するようなとき、女性の下着等を買うに行くとき、非常に嫌であると。「今、介護中」というようなネームプレートをつけていくんですけれども、それでもその人の人間性というか資質というかそういうことで大変下着をサイズ等を見ながら買い物に行くというのはプライドが傷つくということなので、先ほど次長のほうから答弁がありましたように、買い物等についても、どのように介護士さんたちはついていけるのか、それとも依頼だけでいいのかというふうに、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

まず、デイサービス等での介護者の接し方ということでございますけれども、例えば市のほうで、先ほど御質問の中で介護保険相談員についての御質問がありましたけれども、介護保険相談員、施設を訪問して利

用者から直接お話を伺ったりすることもございますので、その中で、そういう御意見があれば市のほうからも直接事業者のほうにも情報提供、改善策等をしていきたいということで考えております。

あと、買い物等のことでございますけれども、これは先ほど御説明したような総合事業の中で生活支援事業として今後実施していくということで予定をしております。以上です。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次の質問といたしまして、予防通所介護です。デイサービスは予防という意味からも高度な専門性が必要ではなかろうかと思われま。ただ、今介護の人じゃない人たち、牛久市が実施しておりますかっぱつ体操、皆さんは元気体操というふうに呼んでおりますけれども、この元気体操やシルバーリハビリ体操のように、身体的に効果があるものと能力の低下、落ちないようにする防止につながるような、そしてまた皆さんが進んで楽しいから行くんだというような、そのような特別メニュー等があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

市では、要介護状態にならないための取り組みとしまして、平成16年度より、「うしくかっぱつ体操」の普及に努めています。この16年度から体操普及員も養成しておりまして、今年度、11回生20名が養成講座を終了しまして、合計287名の普及員が市内39の行政区で普及活動に当たっていただいております。

また、茨城県が推奨する「シルバーリハビリ体操」も普及に努めておりまして、今年度、3級指導士の養成を行っているところで、現在50名の指導士がかっぱつ体操同様に普及活動に取り組んでいるところです。

これらの普及によって、要介護度が上がらないような、また要介護にならないようなそういう取り組みを今後も続けていきたいと考えております。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 体を動かせば結構認知症などにならないというようなことも各介護の問題についての本などには掲載されておりますから、今次長から答弁がありましたように、運動等を主体として、でも軽度の認知症に対しても、何か責任のある仕事をさせたら軽度の認知が治ったとか、きのうちょっと近所の人でもう歩けない状態の認知症の人が奥さんとスムーズに歩いているその姿を見ますと、やはり何か特別な方法があるのかなというふうには思っております。この方についてはまだ情報は収集しておりませんが、ぜひ皆さんの努力によって少しでも介護度が進まないようなその努力をしていただければと思っております。

本当に2000年から始まりましたこの介護制度、そのときは3.6兆円ぐらいのお金が介護施設に払われていったわけですが、2014年には10兆円というようにお金が介護施設に払われていく。もう

皆さんから「介護保険料が高い」とか、よくもう今選挙中なので、皆さんのところに行くとその声がまず開
口一番言われるわけなので、その辺についても、やはり一つの流れとして予防というふうには、今回移行され
ます軽度の方たち、そういうものに対してしっかりとしたプランニングの中でどういうふうにしたらいいの
かということをご進めいただければと思います。

そういう中で、先ほど申しましたように、今人がいないということでは、地域の人材ということをご活用
していただきたいということも言われているのですが、この辺についての考え方はどのように考えられ
るのか。次長の私的な考え方も結構なので、その辺の考えをご伺いできればと思っております。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今後は、地域で安心して暮らしていくためには、議員がおっしゃるような地域の中で支えていくというこ
とが必要になってきます。その中で、先ほど御説明したようなヘルパーの講習を受けた方を初め、さまざま
な方に今後そういう参加していただけるような仕組みづくりというのが必要になってくると考えております。
よろしくお願いたします。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ぜひその辺については、皆さんの頭脳を結集した形で対応していただければと思
います。牛久市のような核家族の多い地域性の中で、介護については公助よりも自助というふうにだんだん
置きかえられていっている中で、本当に困っている方とか、「お互いに老老介護でもう死にそうだよ」とか
というような声が本当に多く聞こえてきますので、本人や家族の負担が重くなる家族責任主義を強要されるこ
とがないように要望し、次の質問に入りたいと思います。

大きな2番としまして、補習授業の拡大について質問をいたします。

今、非正規雇用の増加とひとり親世帯の増加で、6人に1人が困窮状態となっており、いろいろな面で
大変な話題となっているところです。親が貧乏すれば、子供も貧乏で、その貧困の連鎖を断ち切るため、学習
支援教室を各自治体を初めNPOなどが公共施設などで無料で塾を開催しているというようなことが、お隣
の龍ヶ崎市でも行っております。このようなことは、札幌市を初め、現在324自治体で実施しており、さい
たま市では2012年から既に実施をし、今年度の事業費約9,000万円の予算計上とのことです。以
前、私もひとり親世帯が増加している中で、同様の一般質問をしたことがあります。塾へ行きたくても行け
ない子供への学習支援をぜひしていかなければ、どんどん勉強嫌いになり、そしてその子供たちの行く末が案
じられるというような結果が出てきますので、今牛久の中でも「子育て・教育日本一うしくの教育」第4号
に放課後のカップ塾のカラー版が2月15日配布されたことでもあり、また広報うしくでもカップ塾の先生
募集等がありましたが、やはり大切なのは教育の機会均等とその水準の維持・向上を図るという意味からも、
特定の子供が対象でないとは今牛久市がやっているカップ塾は考えますが、「うしく放課後カップ塾」の現

況をお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） それでは、「うしく放課後カップ塾」についてお答えをいたします。

「うしく放課後カップ塾」は、児童・生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着化を図るとともに、親の所得格差が子供教育格差につながらないように、バックアップすることを目的として、市内全小・中学校で平日の放課後に実施している学習支援であり、放課後子ども教室推進事業として国・県の補助対象事業となっております。

この市内全小・中学校で放課後の学習支援をするのは県内初の試みでございまして、特に中学校における放課後の学習支援は、結果的には国が平成27年度の新規事業として実施するものを先取りした取り組みでもあります。

現在、各小・中学校で週1回から2回の実施となっており、小学校は4年生から6年生、中学校では3年生を対象としておりますが、牛久二中につきましては、生徒数の関係から全学年を対象としております。

対象児童生徒数3,020人のうち、380名の登録で、12%の登録率となっております。

また、参加人数は、平均で1日当たり221名、1校当たりでは17人となっております。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 次の質問の中で、県のほうの予算化されて、今まで小学校4年生、5年生が対象でしたけれども、今度は中学生まで対象というようなことだったんですが、牛久市はそれに先駆けてというか前もって、先ほど言いましたように、教育の均等ということでは誰にでも希望者に学習支援をするという素晴らしいことがありますので、やはりその子供たちは将来を担う本当に大事な子供たちなので、ぜひ拡大をしてほしいというふうには考えているところなんです。今経済格差がどんどん進行する中で、弱い立場の人はより追い詰められて、今のように世界的に社会環境が劣化していきますと、イスラム国が発生したように、自暴自棄になってしまうというような、そのような人生を考えられるような大人に成長しないためにも、ぜひ小さいときからしっかりと教育をしていただければと思うわけです。そのためのセーフティネットとして、牛久市は「教育日本一」ということを掲げているわけですから、そのコンセプトに負けないような形で拡大ということをぜひ要望していきたいと思うんですが、それで、国費、要するに国のほうの補助金が生活困窮者家庭の学習ですか、子供たちへの学習支援ということで、昨年1月施行の子どもの貧困対策法でも、また子どもの貧困対策大綱にも盛り込まれて国の予算で賄われておりましたが、27年4月から生活困窮者自立支援法では各自治体の任意事項となっているわけなんですけれども、今答弁いただきましたように、あくまでこれは貧困にある子供たちを対象じゃなくて、全子供の希望者対象ということで、牛久は実際実施しているというふうに理解していいのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 今黒木議員のお話がありましたけれども、生活困窮者自立支援法がこの4月から施行されますけれども、この中で生活困窮家庭の子供への学習支援事業、これは各自治体が任意に実施する事業となっております。先ほど御答弁しましたとおり、牛久市では生活困窮のみならず、全ての児童を対象としておまして、今後もそういった事業を展開を、拡大、回数をふやす等をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、最後に要望という形になりますけれども、さらなるカッパ塾の拡充を目指して、名実ともに日本一になるため、今後の計画をしっかりと練っていただければと思います。これについては、要望イコール努力目標的に捉えていただいて結構なので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「質問は……」の声あり）質問じゃないですけども、以上で終わります。

○議長（山越 守君） 以上で、黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 公明党、尾野政子でございます。

通告順に従ひまして、質問を行います。

まず、大きな第1点目、コンビニでの各種証明書交付の導入についてであります。

当市のコンビニを活用して市民サービスの向上が図られているものの中に、平成25年4月に導入された市県民税、固定資産税、軽自動車税などの税金の納付があります。コンビニで働いている友人や知人から、「最近では利用者の方が大変ふえていて、高齢者の方からは、銀行で番号札をとって待っているよりも、コンビニですぐ支払いができて、帰りは買い物もできて本当に便利です。どうもありがとうございます」とレジでよくお礼を言われるというエピソードも届いております。私も、コンビニでの税の納付を推進させていただいておりますので、大変喜ばしく思っております。

今後、コンビニで住民票や印鑑証明書など各種証明書が交付できれば、市民サービスのより一層の向上につながるものと考えているところであります。マイナンバー制度のスタートによって、各自治体がコンビニでの各種証明書の発行の導入がしやすくなったというお話も聞いております。

また、常総市は来年1月から、かずみがうら市は来年3月からコンビニで住民票などの交付が受けられるサービスを実施する旨の内容が新聞で報道されておりました。

そこでお伺いをいたします。

1番目ですけれども、当市のコンビニでの交付サービスの意向についてお聞かせください。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問のコンビニでの各種証明書の交付の導入の質問にお答えします。

マイナンバー制度は、平成25年5月に法律が公布され、平成27年10月に市民に対して個人番号記載の紙の通知カードが送付されることとなります。さらに、希望者には、平成28年1月から個人番号カードが交付されます。それに伴いまして、個人番号カードによる各種証明書のコンビニ交付導入の実施に向けた検討を行っております。

しかしながら、平成26年3月末の茨城県の交付状況を調べますと、牛久市の住民基本台帳カードの交付件数が4,714枚で、交付率が5.65%であることから、個人番号カードの交付状況を確認しながら検討していくこととなります。

個人番号カードを利用してのコンビニ交付導入のメリットといたしましては、現在、各種証明書の交付を市役所の総合窓口課、エスカート出張所、三日月橋出張所、奥野出張所及びひたち野うしく郵便局で行っておりますが、コンビニ交付を導入することにより、全国のコンビニの多機能端末にて証明書の交付を受けることが可能となります。

さらに、証明書取得可能時間は、午前6時30分から午後1時までで広がり、近くのコンビニを利用することができるため、移動手段のないお年寄りや仕事で忙しい方などの負担軽減につながるものと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 2点目に、先ほど申し上げましたかすみがうら市は、当面は住民票や印鑑証明のみの交付になるとのことでございますけれども、コンビニで交付が可能な証明書の種類についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の交付可能な証明書でございますが、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、納税証明書、固定資産証明書、戸籍証明書、戸籍の附票が対象でございます。

市といたしましては、このサービスメニューを選択することになりますが、証明書の交付状況を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 3点目でございます。

コンビニ交付を導入する場合、その費用、また補助金等についてもお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 導入の費用でございますが、サービスメニューの選択により費用は異なります。どのサービスを提供できるか検討中のため具体的な費用を回答することはできませんが、一例といたしまして、住民票・印鑑証明書のサービス提供の場合で説明いたしますと、初期導入費はコンビニ交付導入のシステム改修で約1,950万円、コンビニ交付導入ハードウェア・ミドルウェアで約550万円、合わせまし

て2, 500万円となります。

また、維持経費といたしまして、運営負担金が年間で300万円、保守管理費で約280万円、合わせて580万円、その他コンビニ事業者への委託手数料といたしまして、証明書1通当たり税込み123円がかかることとなります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、4点目ですけれども、検討をしていくということでございますけれども、導入時期というものは、ある程度見込めているのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 導入の時期でございますが、平成28年1月より個人番号カードが交付されますが、個人番号カードが多く市民の手に渡らないと導入の効果が十分に得られないため、サービス開始の時期は県内の実態を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま経費の件も具体的にお示しいただきまして、経費との兼ね合いもあるかと思われましても、利便性とサービスの向上も考えますと、できることから推進をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、大きな2点目、「ゾーン30」の導入についてであります。

このテーマにつきまして、平成25年9月議会で取り上げさせていただきました。通常、速度規制は個々の道路ごとに実施するのが一般的でございますが、警察庁交通局によりますと、「ゾーン30」においては、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的に一定のゾーンを定めて、その定めたゾーン内の道路は全て時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内の抜け道として通行する行為などを防ぐための生活道路対策であります。

例えば、「ゾーン30」の路面標示以外にも、中央線の末梢やゾーン入り口の明示、車道・幅員の縮小など、さまざまな対策内容があります。また、ゾーン30を整備する区域は、交通量や交通事故の発生状況等をもとに警察が道路管理者や地域の方々と協議・調整して決定する場合や地域の方々からの要望を踏まえて整備の必要性を検討して決定する場合などが考えられるとのことでもあります。

「ゾーン30」は、新たな生活道路対策として、平成23年、警察庁が各都道府県の警察に通達を出し、同年9月から取り組みを開始し、平成28年度末までに全国で約3,000カ所を整備することを目標としています。

このたび牛久市においても、「ゾーン30」の導入が決定した旨の内容が行政区の回覧で回っており、大変喜ばしい限りでございます。

そこで、改めてお伺いいたします。

1 番目に、まず導入箇所についてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 「ゾーン30」の導入箇所に関する御質問にお答えいたします。

まず、この「ゾーン30」という交通規制につきましては、約3年前に当時のひたち野東行政区長から牛久警察署に要望書が提出されたほか、平成25年9月議会におきましても、尾野議員からこの規制に関する御質問をいただいたという経緯がございます。

このような背景の中、関係機関による協議を重ねた結果、本年4月1日から規制が開始される運びとなったものでございます。

「ゾーン30」が実施される箇所につきましては、牛久市ひたち野東4丁目地内の住宅街にある2つの区域となります。ここは、阿見町吉原方面から通る片側2車線の県道土浦稲敷線の南側、牛久警察署前を走る片側2車線の通称「ふれあい通り」の東側に位置しております。この2つの区域は、道路を挟んで南北に分かれており、北側はカスミひたち野の牛久店などがある区域で、面積は11.7ヘクタール、南側はイエローハットひたち野うしく店などがある区域で、面積は12.4ヘクタールとなります。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 2点目として、その安全対策の施される内容についてもお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、平成23年度から警察庁が推進している交通規制でございます。

具体的には、幹線道路等に囲まれた一定の区域内にある生活道路に最高速度を時速30キロメートルに規制するほか、路側帯の整備または拡幅、車道中央線の抹消等を行い、通過交通や速度の抑制を図るものでございます。

牛久市ひたち野東地内に実施される「ゾーン30」の安全対策の内容については、警察で区域内への出入り口となる交差点に交通規制標識や「ゾーン30」という路面標示を設置し、運転者に対して交通規制の内容を示します。

市といたしましても、本年3月中旬をめどに区域内にある5つの主要な交差点の中心部に自発光式の交差点びょうを設置し、交差点の存在が手前からでも十分認識できるようにして運転者に注意を促す対策を講じる予定でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、3点目、お伺いいたします。

予想されるその効果についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 効果につきましては、これから実施される交通規制となりますので、今後効果測定を行うことといたします。

しかしながら、新聞等によりますと、他県では、この「ゾーン30」を実施したことにより、交通事故の発生件数や車両の平均速度、交通量等が減少した地域もあるとのことですので、当該区域におきましても、同様の効果があることを期待しているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 4点目でございます。

この導入の費用、そしてまた補助金等がついているのかどうか等についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の費用や補助金についてでございますが、交通規制標識や路面標示については、いずれも警察が費用を負担しております。

警察に確認したところ、事業費につきましては約500万円となり、補助金は活用していないとのことでした。

市の負担といたしましては、交差点びょうの設置費用として約50万円を見込んでおります。

今後、この2つの区域にさらなる安全対策を講じる場合には、茨城県による防災・安全交付金という補助制度を活用しながら、計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 最後に、今後の予定箇所がございましたらお願いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 今後の予定箇所につきましては、交通規制の実施機関である警察に確認しましたところ、現時点では未定であるとのことでありました。

また、市といたしましても、市民から「ゾーン30」の規制実施に関する要望等は現在受けておりません。

なお、茨城県内におきましては、平成24年度は10カ所、25年度には14カ所においてこの交通規制が実施されております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 3番尾野政子君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

3番尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、大きな3点目、「こころの体温計」の導入で自殺予防についてであります。

このテーマにつきましては、平成23年、24年、26年と3回取り上げさせていただきました。このたび、この「こころの体温計」の事業が27年度予算に計上されたと伺いました。

そこで、改めて伺いいたします。

1番目といたしまして、事業の内容と開始時期について伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） こころの体温計の事業の内容・開始についてお答えいたします。

こころの体温計は、簡単・気軽にストレスや落ち込み度等がチェックできるメンタルヘルスチェックシステムを言います。携帯電話やパソコンを使用し、簡単な質問に答えることで自分のストレスや落ち込み度等が確認できます。

また、月別のアクセス数が報告され、ハイリスクグループがどれくらいの割合で存在するのか等の把握ができます。

牛久市では、県の補助金を活用し、平成27年5月より導入する予定であります。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 2点目として、相談窓口や専門医の案内についても伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） お答えします。

市や保健所、茨城県精神保健福祉センターといった公的な機関における心や体の健康に関する相談窓口を初め、経済・多重債務等の問題、子育ての悩み、いじめや進路の悩み等の分野におけるそれぞれの窓口を案内し、適切な相談治療へとつなげてまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 最後に、この周知についてはどのようになされるのか伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） こころの体温計の周知についてお答えいたします。

システムの導入や相談窓口を広く周知するため、市ホームページや広報紙への掲載、印刷物の配布等を検討しております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） このこころの体温計にアクセスした人が市内の人なのか、市外の方がわかります。

そしてまた、アクセスした人が女性か男性か、また年代層やチェック結果、その原因まで分析されて、毎月市へフィードバックされます。市は、この結果を見て対策を立てることが可能となります。この点も大きなメリットかと思います。たくさんの方に活用していただけるよう、周知についてもよろしくお願いいたします。3点目は以上です。

次に、大きな4点目、デマンドタクシードア・ツー・ドアの導入で高齢者や障害者、移動手段を持たない方への利便性向上をについてであります。

高齢者の方より、「免許証返納も考えるが、返納後の足の確保が難しい」、また「かっぱ号のペースについてゆけなくなってきた。足の不自由な人や高齢者はバス停まで歩くのが大変」、また「女化では交通の空白地帯があり、隣接する龍ヶ崎のバス停まで自転車で行き、そこからバスに乗って佐貫駅に行き、佐貫駅から牛久駅まで電車に乗って用事を済ませ、逆のルートで帰ってくる」という70歳過ぎの方の声も私どもの会派に寄せられているところでございます。高齢化は、これからがピークを迎えます。このような状況は、ますます顕著になっていくと思われまます。高齢者や障害者、移動手段を持たない方の利便性向上を図るためには、デマンドタクシードア・ツー・ドアの導入が不可欠かと思われまます。

そこで、お伺いいたします。

1点目でございます。デマンドタクシードア・ツー・ドアの現在の取り組み内容についてお聞かせください。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） デマンドタクシードア・ツー・ドアの導入によりまます高齢者、障害者及び移動手段を持たない方々への利便性向上に関します現在の取り組み状況についてお答えいたします。

少子高齢化等の影響によりまして、全国的に路線バス等の公共交通の利用者が減少しております。多くのバス路線が廃止されているということで問題化しておるんですが、議員御指摘のとおり、自動車を年齢のために運転免許を返納されたりしている方がどんどんこれからふえていくことが考えられますし、そういったいわゆる大きなくくりでの交通弱者というものに対する対応につきまして、日々の移動手段についての問題が顕在化しているのは事実でございます。

その中で、デマンドタクシー等のデマンド型の移送手段につきましては、多くの利用者の方から要望等がございますし、実際の運用につきましては、利用者からの予約を受けて目的地までドア・ツー・ドアで運行するというので今実際のところ細々とやっているところでございますが、人口の集積が少なく、定時・定期路線のバスの運行等が困難な地域にお住まいの方でありますとか、バス停までの移動が困難な方ということで、繰り返しになりますが、交通弱者という概念がいろんなものに起因しております。ということで、周辺、茨城県内の自治体でも、デマンド型の交通サービスということが行われてきております。

牛久市におきましては、地域公共交通会議におきまして、24年に策定いたしました「牛久市地域公共交

通総合連携計画」の中で短期の施策ということで位置づけております「地域主体の移送サービスの導入・支援制度」ということで位置づけておまして、小学校区を単位とした8つの地域特性に合った移送サービスの内容や手法につきまして、現在同会議においてその検討を行っております。

また、国におきましても、昨年5月に本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を目標に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部が改正されました。同改正によりまして、現在の「地域公共交通総合連携計画」にコンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携でありますとか、地域全体を見渡した面的な公共交通体系の再構築という内容を追加した基本計画となります「地域公共交通網形成計画」とその実施計画になります「地域公共交通再編実施計画」を地方公共団体が協議会を開催し、区域内の関係する公共交通事業者等の同意を得た上で策定できるということとなっております。

また、「再編実施計画」を策定することによりまして、車両購入費でありますとか、運行費補助等の拡充などの国の支援を受けられるというふうになっております。

牛久市におきましても、公共交通会議におきまして、来年度、27年度中に「地域公共交通網形成計画」を策定いたしまして、28年度中に「地域公共交通再編実施計画」の策定を予定しております、現在その準備を進めておるところでございます。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、2点目といたしまして、今後の取り組みとスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 今申しましたけれども、来年度に「地域交通網形成計画」、再来年度、28年度には「公共交通再編実施計画」の策定を予定しております、今鋭意準備を進めております。

今後は、同計画を策定してまいります中で、バスが運行されない地域における住民の方々の移動でありますとか、バス利用が困難な高齢者等の移動を支えますデマンド型の移送サービスにつきましては、潜在的な需要の把握でありますとか、将来の需要予測を踏まえまして、既存の公共交通と連携し、誰もが移動手段を確保でき、なおかつ地域の実情に合った持続可能なデマンド型移送サービスの確立を目指して検討してまいります。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 続きまして、主な課題点についてという部分でございますが、現在、過疎地有償運送の運営がなされておりますが、デマンドタクシーが導入されたとき、こちらとのバランスをどう保っていかれるのかという点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、お答えいたします。

今後の課題点として考えられますのは、これは基本的に交通会議におきまして地域住民でありますとか、タクシー事業者の方々へのヒアリング等を行って、現状把握、課題の洗い出しを行ってまいりました結果でございますけれども、地域主体の移送サービスにつきましては、牛久二小の地区で今買い物サポート事業をやっておりますが、その事業のように住民同士の交流と外出の支援として移送自体が結びついているということで、多岐にわたった要素なり目的があるという中で、運行形態をどうしたらいいのかなというところが非常な問題になっております。

もう一つは、実際の話では、運転手の確保でありますとか、事業の継続性とか、料金体系の設定でありますとか、現行の法令と制度の中でどういったことができ、どういったところができないというようなところをしんしゃくしながら、どうあるべきかという姿を模索している状況でございます。

いずれにしましても、交通弱者というくくりの中でいろんな状況が考えられますので、いずれにせよ牛久市全庁一体となって、関係機関、関係部局一体となって事に当たるということで臨んでまいりたいと思っております。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

次に、大きな5点目、特別徴収税通知配布の改善についてであります。

牛久市民の方より私のもとへ要望の電話が入りました。その方は、職場で市民税、県民税、特別徴収税額の決定通知書を封筒等に入れずに裸で渡されたそうです。この通知書には、本人の名前、住所、給与収入、給与所得など、特に伏せておきたい情報が記入されており、それが何の手だても施されず、中身が丸見えの形で渡されました。彼女は、支店で働いており、本店から何人もの手を経て内容がさらされたまま届いたのです。その状況に彼女は大変驚き、傷つき、憤りを隠しませんでした。一方で、彼女のそばで働いているつくば市の同僚には、ミシン目を切って中を開くようにパッケージ化された通知書が届いていたということで、この違いにまた愕然としてしまいました。

このような事態を防ぐため、お伺いをいたします。

まず、1番目でございますが、当面の対策についてのお考えを伺います。

○議長（山越 守君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

特別徴収は、住民税を給与から天引きする制度であり、特別徴収の税額決定通知につきましては、特別徴収対象の事業所宛てに従業員の方に税額をお知らせする個人用通知と事業所が特別徴収の事務処理を行うための事業所用通知をあわせて送付しているところでございます。

個人用の通知には、個人情報に記載しており、この個人情報に関しましては、個人情報の保護に関する法律に、地方公共団体の責務として「個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及び

これを実現する責務を有する」と規定されてございます。

また、「個人情報取扱事業者の義務として、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要な、かつ適切な措置を講じなければならない」との規定もありますが、個人用通知の配布方法は事業所に一任しており、その取り扱いについての案内等は行っておりませんでした。

しかし、平成27年度におきましては、特別徴収を行う全事業所に対して、個人用と事業所用の特別徴収税額決定通知とあわせて送付いたします関係書類の表紙に、配布方法の取り扱いについての配慮を促す文言を表示して、特別徴収対象の事業所宛てに送付するよう対応してございます。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 1番の内容については、理解できました。

2点目でございますが、今後、当市においても、つくば市のようにパッケージ化等の対策、これが必要になってくるのかとも思います。この点について、当市の御所見をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

特別徴収税額決定通知の個人用のパッケージ化につきましては、つくば市等近隣市におきまして既に実施している団体もあり、また平成27年度から新たに実施する団体があることも認識してございます。

当市といたしましても、平成28年度以降につきましては、配布方法の配慮を促す文言だけにとどまらず、事業者により義務を果たせるよう、パッケージ化等に向けて他市の状況及びシステムの改修等の情報収集に努め、よりよい方策を検討してまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 個人情報保護の観点からも、ぜひ通知書の改善に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用についてであります。

地域の消費喚起と地方の活性化を促すため、国では4,200億円の交付金を確保しました。私ども、公明党中央といたしましても、強力に推進している内容であります。

1点目、質問を行います。

地域消費喚起・生活支援型の事業の内容についてであります。

ハートフルクーポン券の拡充、内容等について、以下6点についてお伺いをいたします。

1点目、当市への交付金の額、2点目、市の単費の投入額、3点目、ハートフルクーポン券の発行額、4点目、販売時期、5点目、販売所の拡充について、6点目、プレミアム分についての考え方についてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） それでは、私からは現在6点の御質問にお答えをいたします。

まず、地域消費喚起・生活支援型の交付金にはどれぐらいを見込んでいるのかというような御質問ですが、交付金につきましては7,500万円を見込んでございます。

当市におきましては、ハートフルクーポン券が市民に広く浸透しており、今年度も、発行後即時完売の状況が続いていることから、地域消費喚起・生活支援型の交付金については、ハートフルクーポン券事業に活用する計画でございます。

2点目の市の単独費用は幾ら支出されているのかということですが、ハートフルクーポン券の発行経費などを含めて8,836万6,000円の事業費を見込んでいるために、市の単独予算は1,336万6,000円を計上しております。

次に、3点目の発行額でございます。

発行につきましては、販売額を6億円から10億円に増額いたします。そのため、確実に市内で11億円の消費が発生いたします。なお、販売額の配分につきましては、夏季分よりも冬季分のほうが完売までの期間が短いことから、これまで同額としてきた夏季分と冬季分の販売額の配分の見直しをしてみたいと考えております。

次に、4点目の発行時期は変更されるのかというようなことでございますが、発行時期につきましては、住民生活の緊急支援という交付金の性格から、できるだけ早く効果が出るよう、夏季分につきましては、4月下旬から5月上旬に発売できるよう準備を進めてまいります。

また、今年度初めて夏季、冬季ともに3回に分けて発行いたしましたが、来年度も複数回に分けて発行することといたします。

5番目の販売場所など何か変更点はあるのかというようなことでございますが、販売場所につきましては、現在市役所や生涯学習センター、イズミヤなど13カ所でございますが、ひたち野地区にハートフルクーポン券の販売場所を設けてほしいという要望がございました。

そのため、牛久運動公園体育館及びひたち野リフレの2カ所において販売できるよう、現在教育委員会または体育館の施設管理事業者と調整をしているところでございます。

したがって、平成27年度、4月からになりますが一からは、市内15カ所でハートフルクーポン券の購入ができるという予定になってございます。

次に、プレミアム分についての考え方ということでございますが、プレミアム分につきましては、これまでどおり10%のままとしてまいりたいと考えてございます。

今回の交付金を活用したプレミアムつき商品券の発行に当たりましては、発行額を抑えるかわりに20%や30%とする予定の自治体があると伺ってございます。しかしながら、当市では、平成14年からハート

フルクーポン事業を実施しており、商工振興策としても既に定着し、市民にも広く御利用いただいているところでございます。

今後とも、ハートフルクーポン事業を継続していくことに加え、生活支援や消費喚起の観点からは、より多くの市民の方々に御利用していただくために、プレミアム分は10%が適当であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 1点だけ再質問させていただきます。

クーポン券を使える店舗の拡充についてのお考えについてもお伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） ハートフルクーポン券の取扱店についてという御質問でございますが、先日も御答弁申し上げましたが、平成21年度に200店舗ございました。それと、それに加えて新規店舗の勧誘を行ってきたことによりまして、平成25年度に245店舗、現在は250店舗まで増加しております。27年度につきましては、10億円という大きな額を予定しておりますことから、これまで以上に多くの店舗に参加をしていただきたいという考えでございます。それに対しましては、商工会の会員である小規模事業者のお店のほうに改めて取り扱いについての意志を確認した上で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、2点目、質問させていただきます。

シニアカードの申請場所の増設について伺います。

いばらきキッズカード、シニアカードを提示した人は、さらにハートフルクーポン2,000円引きになると聞いておりますが、特にシニアカードの利用についてはまだスタートしたばかりであり、申請手続きをしていない方も多いかと思っております。現在は高齢福祉課と地域包括支援センター、土日は総合窓口で申請ができるというふうに聞いているところでございますが、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センターなどでも申請ができるように提案をいたしますが、この点についての御見解をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） シニアカード申請場所の増設についてお答え申し上げます。

県が発行しております「いばらきシニアカード」につきましては、現在、御案内のように平日は高齢福祉課及び地域包括支援センター、土曜日・日曜日につきましては総合窓口課で申請配布を行っており、2月23日現在で、266名の方に配布をいたしております。

今後は、各生涯学習センター、エスカード出張所等でも配布を行ってまいります。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今の御答弁、理解をいたしました。

そして、最後、3点目でございますが、地方創生先行型の事業内容とその事業を採択した背景、理由等についてお伺いしたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室次長吉川修貴君。

○市長公室次長兼政策秘書課長（吉川修貴君） 地方創生先行型の事業内容についてまずお答え申し上げます。

3, 300万円の交付が見込まれている地方創生先行型交付金対象事業として盛り込んだ各事業につきましては、さきの全員協議会でも御説明したとおり、子育て支援として、おたふくかぜワクチンの予防接種や新たに行うロタウイルスワクチン予防接種に対する助成、支援を必要としている児童生徒のための指導員の配置を予定しております。

また、地域活性化策として、各行政区において実施しているたまり場の運営に対する支援や新たな取り組みとしての市のPRのためのシティーセールス、このほかまち・ひと・しごと総合戦略策定に経費を計上しております。

次に、この交付金を活用することとなった背景であります。まず今回の交付金の対象となる事業につきましては、国が示した総合戦略の4つの基本目標、「地方における安定した雇用創出」、「地方への新しい人の流れ」、「若い世代の結婚・出産・子育ての支援」、「時代にあった地域づくり」に合致していること、来年度中に策定する地方版総合戦略に位置づける予定の事業であること、国庫補助金が充当されている事業でないことなどの条件が付されております。

国が示した総合戦略の4つの目標につきましては、これらは全てこれまで牛久市が取り組んできたまちづくりそのものであります。

こうした中から、牛久市では今回の事業選定に当たりまして、決して交付金に誘発される事業を始めるのではなく、平成27年度に予算計上を予定していた事業を対象に、今回の交付金の目的に合致した事業について、各部から提案をもとに副市長以下、部長、理事で構成する予算編成会議の中で、牛久市のまちづくりの象徴的な事業として選定しております。

この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、今後、地方版総合戦略の策定に取りかかり、さらに戦略策定後は継続的にPDCAサイクルを通じての見直しを行うこととなっております。

今後、さまざまな面で市民の皆様からの意見をいただき、牛久市全体が一丸となって引き続き住みよいまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（山越 守君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 最後に、これらの事業が牛久市消費喚起と活性化につながることを期待いたします。

て、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 以上で尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時40分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 皆さん、こんにちは。

市民クラブの須藤京子です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をしてみたいです。

まず初めは、平成27年度予算に関連して質問してみたいと思います。

昨年は、ここ数年間で一番議会が活発に動いた年だったと思います。市民の声を市政に届ける役割を党派を超えて連携できたことは、ある意味市長のおかげでもあるのかなというふうに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、住民から提出された請願や議員発議の決議、意見書の中には、議会で可決されたものも多くありました。そうした請願や議決には予算的措置を伴うものもあります。二元代表制のもとでは、市民から負託を受けた議会の示した判断は、十分尊重されるべきものであります。

そこで、市執行部としては、新年度の予算編成において、どのように対応されたのでしょうか。編成過程で市としてどのように対応すべきか、基本的な方針を示したのか、それともそれぞれの事案ごとに担当部署が判断すべきとして庁議等で検討することはなかったのかを伺います。

○議長（山越 守君） 答弁を求めます。

須藤議員、個別の答弁になってよろしいんですか。須藤議員。

○8番（須藤京子君） 個別の議案に行く前に市全体として、きのうの同僚議員の質問の中でも、執行部が統括してこういう決議に当たるというような機会があったのかということの質問ありましたけれども、その点に関して、(1)のほうで私は通告しておりますんですが、各事案のほうに行っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山越 守君） 答弁ありますか。

それでは、須藤議員、個別のほうの質問に移っていただけますか。具体的に答弁しやすいように。（「はい」の声あり）須藤京子君。

○8番（須藤京子君）　じゃ、個別の事案に対して、昨日も「統括的に決議等を庁議の中で検討することはなかった」というような答弁がありましたので、そういうふうに判断をいたします。ただ、ちょっと市長にお伺いしたいんですけども、こういうふうに決議とか請願に対して、その後決議になったりとかということのようなことが結構昨年あったんですけども、議会の判断に対して市長としては担当部局のほうに何らかの指示というようなことを出すようなことはされたのかどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君）　答弁できますか。総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君）　それでは、私のほうから。

決議とか請願の関係できのう私答弁させていただいておりますけれども、基本的にはそれぞれの担当課で検討して、それを予算編成については予算の計上等に持ち上げているというような流れになっておりまして、特に一般的な考え方として決議等はどうなっているんだというのは、きのう答弁したような考えなんでございますけれども。以上となります。

○議長（山越 守君）　須藤京子君。

○8番（須藤京子君）　それでは、具体的な事案について、どのような措置が講じられたのかについてをちょっと質問していきたいと思います。

まず、ひたち野地域の中学校新設に関する請願に対しての問題であります。この請願は、昨年の6月議会に提出されたものです。その後、教育委員会が矢継ぎ早に発行したチラシがさらにひたち野地域の住民に不安を与え、署名活動が再開され、9月議会に改めて新設を求める決議が提出され、可決をされたところであります。そして、さらに住民説明会の開催の要望が可決され、このように住民・議会とも新設への要望が貫かれているところであります。

昨日の同僚議員の質問で、執行部答弁でその方向性は示されておりますことから、一部重複を避け、私から二、三の疑問を投げかけたいと思います。

中学校は、義務教育の総括として、より大きな社会に巣立つための大切な教育機関です。学習指導要領に掲げられた確かな学力、心豊かな人間性、たくましく生きるため健康・体力を育成する場であります。もちろん財政の裏打ちは重要ですが、多感な思春期の生徒にいかにかこうした教育環境を提供できるかが自治体の役割と考えます。

下根中学校の生徒数の推移予測は、大幅に下方修正されましたが、8年後のピーク時には現在のおよそ1.8倍となります。増築で対応するとしても、何回増築しなければならないのでしょうか。その間、土地も購入しなければならないと思われます。また、その土地も校舎の分だけではなく、運動場であるとか、テニスコート、バスケットコート、そして駐輪場なども現状のままというわけにはいかないのではないでしょうか。給食室の設備も拡充していかなければなりません。通学路の安全確保のためには道路の拡幅も必要となるかもしれません。体育館も、現状のままでは、部活動に支障を来すことになるかもしれません。

こう考えてみると、増築での対応にも、かなり経費がかかりそうですが、これらをどのように想定しているのでしょうか。

また、教育の質についての問題では、現在の下根中学校の教育水準の高さを強調しています。それは本当にすばらしいことだと思います。だからこそ、この教育環境を守っていききたいと私も思います。大規模化すれば、同じ学年でありながら、名前も知らない生徒もいるような環境となりそうです。校外学習や行事にも支障を来しかねません。大規模化で失われてしまう教育環境はないのでしょうか。

また、学校建設地として名前の挙がっているタキイ種苗跡地については、あろうことか宅地化し、住宅供給するというデベロッパーまがいのことを自治体が行うというのはいかがなものでしょうか。

改めてひたち野地区での中学校新設に関し、牛久市の考え方を伺います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） ただいまの須藤議員の数点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨年6月のひたち野地区への中学校新設の請願、そしてそれに続く9月の決議というものにつきましては、賛成多数により採択されたという事実につきまして、市議会としての意思表示がされたというふうに理解しているところでございます。

なお、請願の理由の一部につきましては、請願者の方に若干誤解があったのではないかという部分も我々執行部としては考えているというところでございます。

ただいま議員のほうから生徒数の増加というお話で、ピーク時に現在の1.8倍というようなお話があったわけですが、こちらにつきましては、全協等でも御説明をさせていただきましたが、多分1.8倍というのは、ひたち野うしく小学校と中根小学校の卒業生の合計数だというふうに思いますけれども、我々の試算の中では、そこから私立中学校等へ進学する生徒さんもいるだろうというか現状としていることが事実ですので、その私立中学校へ行く生徒さんを除いた生徒さんが下根中に行くとした場合に、ピーク時で大体1.6倍から1.7倍の間で推移するのではないかというふうにまず考えております。

そういった人数的な問題に関しましても、議員御指摘のとおり、今後建物の増築等が当然必要になるわけでもございまして、そういったものを今後予算措置をする中で実施をしていく。以前の一般質問でもお答えしましたとおり、平成29年度には教室不足が明らかになっておりますので、その対応を喫緊の課題として対応していきたいというふうに考えているところでございます。

増築経費という御質問でございますが、増築経費については、増築等の建設に関しましては、現在、概算の工事費ではありますが、約7億円程度というものを試算上しております。今回、新たな生徒数予測というものを出しましたので、それに基づいた増築というものを今後考えていきたい。

あわせて、既存の下根中学校、建築から既に30年以上経過して各所に老朽化、それから一番要望として大きいのがトイレの改修等が子供さんたちも含め声が寄せられているというところで、大規模改造等を行っ

ていくと。そういった大規模改造を行う際には、57年の建築年度でございましたので、新耐震基準では建築されてはいるものの、若干の耐震の見直し等も出てくるのではないかとということで、そのあたりもあわせて年度計画の中で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、大規模化でいろいろな教育環境の中で失われるものがあるのではないかと懸念についてでございますが、そうですね、下根中の場合には、幸いと申しますか近接地に牛久運動公園を控えているということで、運動場、体育館等、これは現在でも優先的に下根中の生徒さんたちが使えるように配慮して人数の急増に備えているというような状況でございます。

そういうことプラス、逆に生徒さんの数が多いということで、実際の校長先生方、現場の校長先生方からは、学校生活の活気ある日々を送らせることができるというような、小規模校ではできないことができることが多いんだというようなお話も直接伺っているという状況もございまして、今後新設によって、分離新設ということで学校の規模を小さくするというよりは、今の現状を維持しながら増築という対応を行っていくということで、ひたち野地区の説明会でも御説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 下根中の増築に関してでありますけれども、増築費、29年度には教室不足と。これはもう喫緊の課題というふうに私も認識しております。今回、7億円増築費を見込んでいるということですけれども、これは今回なんですね。この後、ふえていくことによって、その3クラス分、それがもっとふえるということは、先ほども申し上げましたけれども、今の下根中の学校の敷地であるとか、それから現施設での不足なり、拡充などをやっていかなきゃいけないというのは、3クラス分では今の現状の中で吸収できるかもしれないけれども、それよりもっとふえた場合には、今の既存の中でのいわゆる学校の教室とかそれだけで吸収できないという状況が当然発生してくるわけですね。そうすると、増築に当たる経費としても、同じような7億円なのか、それよりもっと土地購入も含めてかかるのかというようなことが改めてここで増築のたびに議論されるようなことになるというふうに思われるんですけれども、その点についてはどういうふうにシミュレーションをしているのでしょうか。

それから、先ほど教育環境の大規模化によるメリットというようなことで御答弁いただきましたけれども、今は大規模化のメリットが強調されているというふうに思われるんですね。よく戦後の時代のことが持ち出されて、教育環境ということであれば、自分たちは50人だったとか、60人の中でやっていたとか、午前授業があり午後授業があるような環境の中でも勉強していたとか、そんなようなことが同じように引き合いに出されてくるわけですが、もう今の時代そんなことはならないわけです。川崎の上村君の例をとってみても、学校教育の中で本当に助けを求めていた児童があるにもかかわらず見失ってしまうような、見逃してしまうようなことというのが多々起きる可能性があるわけで、これが大規模化の中ではどういうふうに

なっていくのかなということを見ると、やはり懸念せざるを得ないというふうに私は思います。その点について、個々の、一人一人の生徒に光が当てられるような教育が担保できるのかということ。いわゆる学校行事の中で役割があっても、その役割、大勢の中では本当に小さなものになってしまう、そういうことが果たしていいのかなということをお私懸念するわけなんです、その点について。

それから、先ほど御答弁いただけなかったんですが、タキイ種苗跡地の問題については、これまでの中でもそこは宅地だということで、これは宅地としてやって、住宅供給も含めて考えていくみたいところが教育委員会ではないんでしょうけれどもあったと思いますので、この点についてはいかがでしょうか。私も含めてだというふうに思うんですけども、やはりこのタキイ種苗の跡地、ひたち野うしく小学校の隣接地に良好な教育環境を整えられそうな土地があるからこそこういう問題が重大な問題として上がってきているというふうに思いますので、そうすると、この宅地化するとかということは大変ゆゆしき問題であるというふうに思いますが、その点について御答弁いただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） それでは、須藤議員の再度の御質問にお答えをします。

まず、増築に伴って敷地をどうするのかという、敷地の外部に敷地をとということの考え方ということだと思いますが、昨年の6月の議会で補正予算を提出させていただいたときにもこれは御説明をしておりますが、現在の基本計画、増築の基本計画においては、現在バスケットコートがあるところに増築棟を建築をしようという計画を持っています。当然、そこに増築棟が建ちますので、バスケットコートがなくなるということで、バスケットコートの移設が必要になる。

また、規模にもよりますが、規模がある程度大きくなってくると、その隣接のテニスコートも今3面ございますが、1面ほどもしかするとちょっと影響が出るかもしれないということで、そちらのほうも移設が必要になるというような今シミュレーションをしているところでございます。それに対応しまして、隣接地に用地を取得しまして、テニスコート等の移設を今計画をしていると。

先ほどの御質問の中にもありましたように、駐輪場の増設だとかいろいろ生徒数の増加によって必要になってくるということに対しましては、今牛久市の中学校ではプールについては全て下根運動公園のほうで授業をやっているという関係から、プールの撤去をして現在の敷地の中にそういったものの移設も考えていくということで、もちろん外部に全然敷地を購入しないということではございませんが、ある程度の面積を確保した上で、移設できるものを移設し、現状のまま増築をしていきたいということで、増築に関しましても、1回で済めばそれで終わらせたいというのが実際のところでございます。これにつきましては、以前からも答弁しておりますように、今後例えば5年先、10年先の生徒数というのは、予測であって、実際に必ずそうなるということでもないもので、余り先のことまでを、全く考えないわけではございませんが、ある程度見通した中での想定で教室数などは決定していきたいと考えているところでございます。

2番目の大規模校のメリットばかりが強調されているというようなお話でございましたけれども、今回1月27日付で文科省から59年ぶりに出された新たな適正規模の手引等によれば、この大規模校や過大規模校の課題というものが7つほどその課題が生じる可能性があるというふうに出ているわけでございます。これから大規模化していく下根中であるからこそ、こういった手引をしっかりと読み込んで予防をしっかりとしていくということが重要なのではないかと。小規模校でどうにもならない、要するに数が足りなくてどうにもできない、部活をやりたいんだけど部活ができないというような状況とは全く違って、大規模校だからこそこれからいろんな対策を講じることができるのではないかとということで、メリットだけを強調しているわけではなくて、そういった予防策というものも十分に対応していけるというふうに教育委員会としては考えているというところでございます。

それと、1クラスの人数、これにつきましては、茨城県の場合には小学校1年生から中学校1年生まで35人学級、2年生・3年生は40人学級。これは当然御存じだと思いますが、そういう形で当然クラスをカウントしておりますし、補助をもらう際には、文科省はそれではなくて40人での算定ですので必要クラスというのはちょっと違ってきてしまいますけれども、あくまでも増築をする際には35人、40人という形での学級数の算定を行うところでございます。

それから、タキイ種苗の跡地というところではございますが、これは昨日も小松崎議員の答弁に若干答えさせていただきましたが、ひたち野地区の今回のまちの成り立ち、短期間に近い世代の方たちが一気に集まったということが将来に及ぼす影響というものを考えていきますと、宅地供給というのは、これはしていかなくてはいけない課題であるというふうには、別部門ではございますが、感じているところでございます。タキイ種苗跡地を全て宅地化するかどうかと、これはまだ全然決まっている話ではございませんで、きのうも答弁させていただきましたように、これから内部検討会議的なものを立ち上げて検討を始めましょうという段階ですので、今回の議員のおっしゃられるようなことも十分留意しながら、どういうふうに活用すべきかということを考えていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 学校問題については、ずっと論調が変わらないので、すれ違ってしまふところなので、これ以上は質問いたしません。

次に、牛久市商工会への市補助金増額について、議会の議決を求める請願が提出され、全員の賛成により請願が採択・決議が可決されたことに関して質問いたします。

この請願は、昨年の6月議会に市商工会から提出されました。しかし、6月1日付で市商工観光課が「商工会会員及び市民の皆様へ、牛久市は茨城県でも最も商工事業者を支援している自治体です」とのタイトルのチラシ、そしてまた同じように、「牛久市商工会への市補助金について」という2種類のチラシが発行されました。

そのチラシによれば、商工会への補助金と一口に言っても、大きなウエートを占めているのがハートフルクーポン券発行に関する補助金、また融資関係の補助金で、商工会自体への補助金額は、チラシに掲載されていた他の地域と比べても桁が違っているのがわかりました。

商工会は、地域内における中小企業の経営に関するさまざまな相談・悩みに応じています。特に、小規模企業に対しては、巡回・窓口相談を中心に金融、税務、労務、経理、戦略的経営、情報化、人材育成、共同事業、新規創業、共済など、きめ細やかな相談事業を中心とした経営支援を行っております。こうした役割は、現在のような経済状況下ではますます重要となると思われます。

そこで、商工会からは、運営にも来す実態が増額の要望として議会に上がってきたものであります。27年度予算では増額計上されておりますけれども、この間の経緯についてどのようだったのか伺います。

○議長（山越 守君） 経済部長坂本光男君。

○経済部長（坂本光男君） 牛久市商工会への市の補助金増額を求める決議についての御質問にお答えをいたします。

牛久市商工会への市補助金増額についての議会の議決を求める請願は、平成26年5月30日に商工会長から市議会議長宛てに提出され、同年第2回定例市議会において審査の結果、6月20日に可決されました。これを受けて、同日、議員提案により、全額削減された情報対策費事業の300万円について見直すこと及び商工会が負担する人件費1,500万円のうち、2分の1の750万円を補助対象とすることを盛り込んだ決議も同日可決されているところでございます。

その後の経過についてでございますが、同年8月11日に商工会に対し請願に係る算出根拠の提示を依頼し、8月20日付で回答をいただきました。

回答内容につきましては、情報対策費として市補助金適正化委員会において商工会員向けのビジネスノートなどは会員向けの福利厚生 성격が強く、商工会の負担が妥当であり不適切な支出であるとした内容にかわり、年4回発行している商工会だよりのページ数を2倍にふやした発行費を算出根拠とするものへと変更されておりました。

また、人件費につきましても、補助対象職員は9名でありましたが、そのうち1名が回答時点で退職しているなど、請願の算出根拠としてそのまま今年度の補助金に反映させることは現状と相違するものであります。

そのため、平成27年度予算の編成に当たり、9月24日に商工会に対して事業計画と予算に関する要望を提出するよう求めるとともに、商工会の各部長にも事業計画の立案を依頼したところ、10月8日に文書にて要望が提出されました。

要望では、部会の事業費は、事業の見直しや新規事業などにより、今年度より128万円増額された72万円となっているほか、情報対策費として商工会だよりの発行費300万円の半額150万円を、人件費

としましては対象人員を9名から6名へ変更して558万7,123円、総額で1,430万7,123円となっております。

この要望を受けて、11月25日に開催されました市補助金適正化委員会において、事業費に対する補助金は妥当であるとされたものの、情報対策費につきましては、商工会だよりの経費見込みが市で発行している印刷物に比べ割高なこと、内容も会員情報に偏っていることなどから、より公共性のある内容にするなど改善が必要であるとの指摘がされたところでございます。

また、人件費につきましては、市では他の補助団体に対しても人件費の補助を行っていないため、商工会だけ特別な扱いをするべきではないとの指摘がされております。

その結果、平成27年度予算におきましては、要望額から人件費相当額を除いた額を補助金額とすることとし、平成26年度予算よりも278万円、約1.5倍増の872万円を計上したところでございます。

市内の商工振興に当たりましては、事業者の経営指導や各部会の実施する商工振興事業など、商工会の果たす役割は大きなものがあることから、商工会への補助金に関しましては、商工振興につながる各部会の事業への取り組みを基本に適正な支援をしてみたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 真摯に商工会との協議を重ね、現在のような27年度予算への増額計上ということ、この点については、市内の商工業者の中でも喜ばしいというふうに思っている方多いと思いますので、大変ありがたいことだというふうには思っております。

次に、グリーンファームの問題です。

グリーンファーム株式会社への5,000万円の出資の取りやめを求める決議に関して質問いたします。

この決議も、昨年6月議会に提出されました。グリーンファームへの5,000万円の出資は、競売にかかった阿見町地内の7.6ヘクタールの農地を取得するためのものであります。この件に関しては、きのうの一般質問で白熱したやりとりが繰り上げられましたので、重複する質問は避け、質問したいというふうに思います。

ただ、昨日のやりとりの中で、肥料とか種苗経費について市長と議員とのやりとりの中で議員の発言した850万円というのは、26年度予算のことであり、市長の発言は25年度決算をもとに発言されていたというふうに思っており、こういうことから少し論点ずれている部分もあったのかなというふうに思いました。

さて、この7.6ヘクタールを取得し、耕作地を拡大することがその答弁の中ではグリーンファームの経営に必要であるというふうに答弁されているわけです。当面、この拡大した耕作地をどのように活用していくのか、土地の取得費に見合うだけの収益を確保していただくだけの方策はあるのかということ、どのような作付を行っていくのかとかそういう具体的なものがあれば御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、グリーンファームへの関連の予算というのが組まれているのか、改めて別な予算はあるのか、その点について伺います。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） それでは、須藤議員さんの御質問にお答えいたします。

今回取得いたします農芸学院で使用しておりました元第一実習地なのですが、これにつきましては、もう30年以上も耕作がされておられません。そういったことで、阿見町としても耕作放棄地としての位置づけをしておりますので、まず畑に回復してからということになります。

そのためには、まず土壌分析をしまして、この畑がどういった作物に適しているか、そういったことを分析しながらやっていきたいと思っております。希望としてはジャガイモ等をつくっていききたいと思っております。現在、ジャガイモにつきましては、カルビーさんとの委託契約でやっておりますので、できれば拡大していきたいということと、それと現在使っています畑につきましても、もう連作で3年目になりますので、できれば別の畑でやっていきたいということがありますので、そういった形で考えております。

それと、27年当初予算でのグリーンファームでの関連の予算ということなのですが、きのうもちょっとお話ししましたが、補助金として700万円ほど計上させていただいております。ただ、きのうも申し上げましたが、26年度につきましては、全額市のほうに補助金を返還しております。27年度につきましても、必要があれば補助金を支出しますが、必要なければそのまましたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） グリーンファームの経営についてもいろいろ申し上げたいところではありますが、今回の質問の中には通告しておりませんのでその点は控えておきたいというふうに思いますが、現在の体制の中で、この7.6ヘクタールを拡大する体制というのができるのかどうか、それから土地の利用に関しては、収益率の高いジャガイモというようなことでお話しでしたけれども、やはり畑の栽培というのは連作障害というのも本当に出てくると思いますので、現在の牛久の小麦なんかを見てみると、かなり収益率は低いのかなんていうふうに決算からも見てとれるわけですが、十分にこの点については、営農指導を含めてどういうふうに活用していくかという、こういう体制もとれるのかという点について、耕作放棄地を拡大していくことの人員、それから収益性を上げていくための人員配置、この点についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 経営の体制なのですが、実は昨年度、26年の4月に県内の別の農業法人に勤めていた人が牛久市の職員として採用されました。現在、その職員がグリーンファームのほうで指導しているわけなのですが、かなり収益のほうも上がっております。まず、品質のほうは、特にジャガイモに関しては上がっておりますので、その分収益も上がっている状況でございます。

麦に関しましても、確かに麦単体では収益は低いんですが、御存じのように学校給食にそれを提供してい

るという部分がございます。今市内の福祉施設のほうで小麦をパンにしてもらいまして、それを学校給食に提供しているという部分で、ただ単に麦を販売するというに比べるとかなり収益のほうは上がっていると思います。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 本当にグリーンファームの経営について申し上げたいところですが、きのうの質疑の一般質問のやりとりの中でも、やはり企業として自立した体制ということをつくっていく。いかにそれを早く確立するかというのは、やはり牛久市の市政としても大変重要であるというふうに思います。農地を提供して、資機材を貸与して、それで企業が、グリーンファームが成り立っていくという体制、一刻も早く脱却するような仕組みづくりをやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に議会事務局の人事に関する決議に関して質問を行います。

この決議は、昨年の9月議会に提案され、賛成多数で可決されました。牛久市議会事務局の人員体制は、各地の議会事務局と比較してみても、各段に少ないのが実態です。市議会議員としての経験もある池邊市長が議会事務局の人員の増強を図るのではなく削減したことは、とても理解できないところであります。議会事務局の役割を改めてここで説明するようでは、執行部を前にして何とも情けないので、現在の状況についてお伝えをしたいと思います。

現在、私は、議員活動につきものの調査に関して、具体的な調査を依頼することができません。調査に当たった必要書類の特定もお願いできません。ましてや統計資料の作成などは、考えも及ばないことです。何せ会議録でさえ9月議会の資料が3月に手元に届くという状況です。会議録の公表についても、現在、昨年の第2回臨時会までがインターネットのホームページに公表されているにすぎません。ちなみに、会議録の公表に関しては、ネットでいろいろ検索してみました。大阪府堺市の市議会では、現在27年度第1回定例会に付される議案まで公表されています。会議録検索も簡易検索、詳細検索と用途に応じて検索しやすい状況に設定をされています。

牛久市の場合、なぜこうした状況が放置されたまま見過ごされていたのか。これは、私たち議員の責任でもあると痛感しています。事務局の人員が手薄で大変だろうから、事務局には頼めない。そして、議員みずからが対処してしまう状況に、執行部がこれでいいのだというふうに誤った認識のままでいることを私たちが放置させてしまったというふうに思われるからであります。

地方自治における二元代表制を堅持するためには、議会事務局の体制強化は必要不可欠なものであります。そこで、この決議を市としてはどのように受けとめ、どのように対応したのか伺います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

平成26年8月26日付の「議会事務局の人事に関する申し入れ」及び平成26年9月25日提出・可決

されました「議会事務局の人事に関する決議」につきましては、平成26年9月29日、議長宛てに回答をさせていただいておりますが、議会事務局の人員体制は、平成21年度より常勤職員3名、非常勤職員1名、計4名となっているところでございます。

平成24年度中には、職員の体調不良による入院、あるいは非常勤職員の勤務時間の短縮等により、一時的に人員が不足ぎみとなった経緯等がございますが、現在では新たな非常勤職員を任用し、現在の業務量に見合った配置となっております。

現段階において、職員数については、各課等のヒアリングの中で要望等を確認しておりますが、議会事務局にあっては、増員の要望等はないと認識しております。

今後、業務量が過大となった場合には、その都度議会事務局と協議を行い、人員配置等を検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今の御答弁、それしか言いようがないのかなというふうに思いました。事務局に問い合わせをして「足りない」と言えるような牛久市の執行体制になっていますか。言えないですよ。ですから、そういう状況を議員が見るにつけ、「余り過大なことを事務局にお願いしても大変だな」と言って手前で引いてみんな自分たちでやっているわけですよ。そういう状況を「これでいいんだ」というふうに言ってしまうといいのかということですよ。それで、市長は大きな口をあいて笑っていらっしゃいますけれども、これからも地方分権が進んで議会が議会として求められることに応じていくためには、この調査能力というのは非常に重要になってきます。これは個人でやればいいという問題ではないんです。だから、その点について、もう少し真摯に受けとめていただきたいというふうに思います。これは、これ以上言うと市長が出てきていろいろ持論を展開されそうなので、結構です。

はい、次へ行きます。

次は、精神障がい者地域活動支援センター設置に関する請願……（「議長」「静かに」「議長、答弁をした」の声あり）結構ですと申し上げております。（「進行」「質問を続行してください」の声あり）

次は、精神障がい者地域活動支援センター設置に関する請願に関して質問を行います。

この請願は、牛久精神保健福祉会ぬくもりの会から昨年12月議会に提出されたもので、採決では賛成全員で可決されました。精神障害者の社会的入院は、かねてより問題であるとされながらも、なかなか解消されない状況が続いていました。平成16年、精神障害者の保健医療福祉の改革ビジョンが制定され、精神障害者の地域生活支援の強化が図られるようになりました。

牛久市においては、平成19年に牛久市地域活動支援センター事業実施規則が定められ、事業運営が図られてきました。市内のほっとピア工房に事業委託されてきました。

しかし、平成22年度より、ほっとピア工房がB型就労支援事業所に移行されたことに伴い、市内の地域

活動支援センターは休止となりました。現在、市内の自立支援医療の認定を受けている方は1,000人を超えており、地域で暮らしていくには受け皿が足りないとぬくもりの会の方々は訴えております。

こうした実態を担当課では既に十分御承知と思いますが、27年度での対応はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 精神障がい者地域活動支援センター設置に関する請願についてお答えします。

精神障がい者地域活動支援センターを市内に設置することにつきましては、市でも障害者連合会からの要望があったことから継続的に検討しており、社会福祉協議会で運営している身体障害者デイサービスとの併設による運営の可能性などを調整してまいりましたが、身障との併設設置ではなく、現在は市内の精神障害者福祉サービス事業所と実施に向けた協議をしているところです。

今後も、精神障害者が地域で安心して生活できるような居場所づくりに向けての対応を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 十分協議がなされているというふうに伺いました。ぜひこういう家族の会の方々の気持ちをしんしゃくしていただいて、事業の推進に御尽力をいただきたいというふうに思います。

それでは、次のテーマに移らせていただきます。

次は、第6期介護保険事業計画・保険料改正と今後の医療との連携についてであります。

まず、第6期介護保険事業計画と保険料改正について質問いたします。

この4月から、第6期介護保険事業計画がスタートします。介護保険事業計画は、3年ごとの見直しを行っております。見直しに際し、介護保険事業の現状から今後3年間の介護保険事業の必要量や給付の見込みを予測し、事業量計画を立てていくことになっています。

今回の改正では、国はさまざまな制度改正を行いました。大きく3つの方向転換を打ち出しました。

1つは、要支援1・2の対象者について、介護保険本体の給付、予防給付から、訪問介護と通所介護を外し、対応するサービスについて地域支援事業を再編成するということ。

2つ目は、個別のサービスでは、通所介護の機能の改革、とくに定員10人以下の小規模型については地域密着型サービスへ移行させ、今後新たな事業所開設については、保険者の管理のもとに置くということ。

3つ目は、特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護3以上にすることなのであります。

こうした制度改正は、市の介護サービスの給付に影響を及ぼし、保険料額の算定にもかかわってきます。また、第1号被保険者の増加、介護認定者の増加は、サービス必要量の増大につながり、給付の増額を押し上げていきます。

そこで、向こう3年を見据えた第6期介護保険事業計画がどのようなものであるか、計画の概要をまず伺いたいと思います。

特に、介護サービスの必要量、給付の見込み額については、保険料改正の根拠となることから、標準給付費見込み額のもとになる介護認定者施設系・居住系サービスの量、在宅サービスの量等、増加見込みについて、簡単に結構ですのでお答えをいただきたいというふうに思います。

また、地域支援事業については、新しい総合事業費と包括的支援事業費、2事業費をどう見込んでいるのか、移行期間を含めどういう事業展開を計画しているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） それでは、須藤議員の第6期介護保険計画の概要についての御質問にお答えいたします。

まず、施設の整備につきましては、平成28年2月に牛久愛和総合病院が開設を予定しています特別養護老人ホーム70床、それと平成28年3月に開設を予定しております牛久さくら園の30床の増床と、2つ合わせまして100床の増床を見込んでおります。

また、介護保険の認定者につきましては、平成27年1月末現在2,422人いますが、29年度には3,109人になると見込んでおります。

施設サービス費、在宅サービス費の増加による給付費への影響、また要支援1・2の認定者へのサービス提供が市が実施する地域支援事業に移行することなども鑑み、厚生労働省から配布されましたワークシートをもとに第6期計画中の給付費総額を算定しております。

また、総合事業への移行に関しましては、午前中に黒木議員にお答えしたとおりであります。平成27年の早期に生活支援事業等を準備ができ次第開始したいということで考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、第6期の介護保険事業計画についてですけれども、この計画に当たっては、日常圏域のニーズ調査等もされたというふうに思いますけれども、現状、今お示しをいただいた特別養護老人ホームの整備とかショートステイの整備とかそういうような整備というところのほか、在宅であるとかそういうものは自然増、いわゆるシートのほうにも書き込むでしょうけれども、その自然増に合わせてやっているというようなことで、特段の変化はないというふうに、このニーズ調査からの要望とか、それと現状との関係の中ではどんなふうにお案されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） それでは、サービスの見込み量等について、もう少し詳しくお答えしたいと思います。

まず、居宅のサービスにつきましては、訪問介護につきましては、在宅介護の中心的なサービスとなりま

すので、今後も増加を見込んでおります。

また、同様に訪問看護、訪問リハビリ等についても、増加となります。

また、先ほど施設のほうは特別養護老人ホーム100床の追加ということで御説明申し上げましたが、それに伴いましてショートステイも20床、あわせて整備が計画されておりますので、それに伴う増加等がございます。

また、地域支援事業につきましては、今後新たに移行も進んでまいりますので、第6期期間中の伸びとして、適正な枠としましてその伸びも見込んでおります。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） このサービスをより細かく、それから施設等の整備が充実してくると、総体として介護保険事業全体が大きくなるということで、その何パーセントかは被保険者が負担しなければいけないという中では、大きな、やはり片方を充実すれば負担は自分たちに返ってくるという構造が免れないために、予防のほうの給付も含めて今回総合事業として軽度の方々の支援というのをやっていくというふうに思いますが、保険、医療だけではなく、健康管理課等との連携も含めて今後介護保険事業、総経費を削減するという意味で、健康な人、それから軽度者のケアというものについて、より一層きめ細かくやっていっていただきたいというふうに思います。これは、答弁は結構でございます。

次に、保険料の改正に関して、基準の算定に当たってどういう点に留意したのかをお伺いしたいと思います。

国は、改定に当たり、標準段階の見直し、低所得者対策の強化、介護給付費準備基金の取り崩しについての考え方を示しています。

標準単価の見直しでは、国は新たに所得層を9段階へと見直しましたが、介護保険法施行令による標準となる所得段階と保険料率を定めているものの市町村が独自に設定できることというふうになっております。いわゆる住民税課税層の所得段階の弾力化と言われるものですが、当市においては、どのようにこれが具体的に検討されたのかを伺います。

あわせて、市独自の低所得者対策として、保険料のさらなる軽減策というのは具体的にどのように検討されたのか。そして、現在、市では介護保険特別会計の中で決算によって生じた剰余金を介護給付費準備基金として積み立てておりますけれども、保険料改定に当たっては、大幅な値上げとにならないよう基金の取り崩しを行うことが求められていますが、この基金の取り崩しの額をどのように決定したのかを伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 保険料の改正についての御質問にお答えいたします。

まず、所得の段階の区分につきましては、前回、第5期は特例を含めて10段階ありましたが、今回の改正では前回の第1段階、第2段階を統合しまして、全部で9段階といたしました。これは、国の基準も同じ

く9段階となっております。

それと、市独自の軽減策につきましては、第5期と同様に今回の第6期の第2所得段階におきまして、基準額に対する割合を国基準の0.75から0.65に軽減をしているところです。

それと、準備基金の取り崩しの考え方でございますが、平成26年度末残高の見込みとして5億6,944万2,053円ございます。ここから経営安定を目指すため、また不測の事態への備えとして、介護給付費の1カ月分に当たりますおよそ3億円を残して、残額2億7,100万円を取り崩し、今回の保険料を算定することといたしました。

今御説明申し上げました所得段階及びこの基金の繰入額につきましては、介護保険運営協議会で審議をいただいて、御意見をいただいた結果でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 所得段階の弾力化と言われて、市町村独自でそれよりも負担できる階層の人たちの細分化をもっとして料率を考えていくという方法もとれるというふうに思いますが、これは以前黒木議員の質問でしたか、それには牛久市の階層が適用しないというようなこと、なかなか牛久市の中ではそれは効果が余りないというような質疑があったかというふうに思いますけれども、この階層の弾力化というものについては、国と同等ということでしたけれども、この点、今回の中では検討されたのかということをお尋ねしたいと思います。

それからあと、独自策については、済みません、低所得者対策として軽減策ということでは、自治体によっては独自で軽減策を講じているようなところもあるわけで、また別枠公費というような問題も今出てきて、これはちょっとなかなか進めないというような状況でもあろうかと思えますけれども、国立とか世田谷などでは、第1段階が0.5が0.3、第2段階、牛久市でいえば軽減として0.65になっているけれども、それが0.5、3段階が0.75が0.7というようなことで設定をしているところもあります。これを牛久市に換算して、黒木議員が資料請求した所得段階の人数でちょっと計算してみました。そうすると、大体この料率の変化でいうと3,200万円くらいというのが、もしこういう東京のような大規模なところで実施できているようなそういう料率で考えると3,200万円ぐらが必要になるということになるわけですが、この軽減策とか別枠公費というのはどんなふうに考えておられたのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 再度の質問にお答えいたします。

まず、所得段階の区分につきましては、9段階にした経緯でございますけれども、前回と所得段階がなるべく変わらないようにということをまず1点考えております。所得段階が変わりますと、当然低くなる方もいらっしゃいますけれども、1つ段階が変わることによりまして、同じ収入であっても保険料が高くなると

ということが生じますので、それをなるべくそういうことがないように考えて今回9段階という設定をいたしました。

それと、独自の軽減策につきましては、先ほど言ったような、今回の第2段階で国基準0.75を0.65にするというところです。このほかに例えば先ほど議員がおっしゃった第1段階をさらに軽減するというようなこともやっている自治体があるのは承知しておりますけれども、その場合は、これはその軽減した分というのは、この第1号被保険者のほかの階層の方が負担するような形になりますので、結果的に上限が上がってしまったりということになりますので、これは今回は採用しておりません。

それと、公費による軽減ということで御質問がありましたけれども、これは消費増税分を財源といたしまして、低所得者が該当する第1段階から第3段階において、7割、5割、3割を軽減するという予定でありましたが、消費増税が先延ばしになったことによりまして、完全な実施は平成29年度から、27年度から一部実施するような予定となっております。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、次に、今後の医療との連携と（仮称）地域医療連携センターについて質問を行います。

まず、医療と介護の連携に関する展望についてであります。

介護と医療との連携については、第5期の介護保険事業の中でもテーマとなっております。今回の改正でも、医療と介護の一体改革に向けた制度改革の一步として、医療から介護へ、施設から在宅への方向が地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療介護総合確保法の成立により、より明確に示されました。

この総合確保法では、介護保険法で定める基本方針により、介護保険事業計画にも地域包括ケアシステムの中で重点的に取り組むことが求められています。

そこで、牛久市としては、今後医療と介護に関する取り組みをどのように推進していくのか、課題と解決していくための方策について伺います。

また、推進に当たっては、市民の理解や啓発活動も必要と思われませんが、その点についてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、私のほうから、介護と医療の連携に関する展望についてということでお答えいたします。

国は、御案内のように「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、これを平成26年6月25日に公布をいたしました。

これは、効率のかつ質の高い医療提供体制と、それと地域包括ケアシステムを構築することで、住みなれ

た地域で市民の皆様が安心して過ごし、必要などときには適切な医療や介護を受けられるよう、「医療」「介護」「予防」、それらの連携体制を法的に整備するものでございます。

茨城県は、この法律を受けまして、医療革新基金の創設、それから地域医療構想、ビジョンでございませぬ、これを策定して質の高い医療を整備する基盤をつくることとなっております。

牛久市の現状といたしましては、現在のところは介護保険制度を中心に個々のケアプランに基づく各種サービスを提供、それから地域包括支援センターによる二次予防事業を含めたケアプランの実施、そして健康づくり事業としての介護予防事業を実施しているところでございます。

また、事業所や多職種の連携につきましては、社会福祉協議会における医師、弁護士、ケアマネジャー、行政等で構成する「地域ケアシステムサービス調整会議」、そして医師会主催の「在宅ケアネットワークの会」等の実施によりまして、医療・介護・保健の連携の土台となる関係機関の連携を進めてきているところでございます。

今後は、関係法律の整備、そして国、特に県の医療体制の急性期等の再編を含めたそういった動向、ビジョン等を注視しながら、市としてどこまでその中で運用していけるか、そういった関係機関の協力のもとにさらに連携を強化していけるシステムを構築してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 介護とそれから医療の連携というのは、介護されている方々にとっても重要な支援というようなことになるというふうに思います。実際、私も両親の介護のときに、医療的な問題というのがどうしても介護の中で必要不可欠で、近所の開業医の方との連携の中で診ていただいたというようなことがございます。こうしたように、牛久市の中でも、実際に医療機関とそれから介護に当たっているさまざまな連携機関、今も進められているというようなことでしたけれども、医師会のほうの動きというのは現在どういうふうになっているのでしょうか。柏市などでは、やはり市のほうの働きかけによって医師会の動きが大変活発であるというふうな動きもちょっと聞いているんですけども、牛久市とそれから医師会との関係の中ではどのような感じになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 先ほども答弁申し上げましたように、医師会のほうでも、在宅ケアネットワークということで、これ訪問診療を行っている医療機関も、十何診療所と申しますかございますし、特に医師会が運営しております訪問看護ステーション、この後の質問でも出てまいります、今市役所の保健センターの隣にございます訪問看護ステーション、ここが今後は介護と、それから24時間の看護等を組み合わせた地域の包括ケアに動くように、医師会としても今後そういった充実を図る意味でも地域医療センターを建設する、この後の質問にもございますけれども、そういった動きがあるということで、現在のところ、竜ヶ崎・牛久医師会の牛久支部と牛久市の関係においては、そういった意見交換、あるいは情報交換、そう

いったことを進めながら、今後の地域包括ケア、いわゆる2025年問題をどう対応するかということについて進めてまいりたいと考えておりますし、医師会のほうでもそういった意思を持っていただいているというようなことは伺ってございます。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤議員、時間の確認をしながらよろしくお願いします。須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、最後、今ただいま部長の答弁にも出ておりました27年度に新規事業化される予定の（仮称）地域医療連携センターについてお伺いをしたいと思います。

これは、地域医療の充実を図るために計画されているもので、総合確保法との関係は実際的にはないのかなというふうにも考えております。

しかし、竜ヶ崎医師会との連携は、今後の在宅医療の推進には欠かせないものというのは、今の部長の答弁でも意を同じくするものであります。

地域包括ケアシステムの中でも、24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実や、また介護職員でもたんの吸引等の医療行為が行えるようにするというときには、やはり医師などの指導というものも必要不可欠のかなというふうにと考えると、ますますこの医療との連携というのの重大性というのを考えるところであります。

各地で医療と介護の連携プロジェクトが始まっております。先ほども申し上げましたけれども、柏市では、柏市医師会とタイアップし、多種類の職種を巻き込んだ関係づくりを行い、その中で市民への意識啓発活動なども行われているようであります。地域医療連携センターが今後こうした介護と医療をつなぐ役割を担っていただけることを期待しているところですが、牛久市とこのセンターとの今後の連携等についてはどのように計画されているのかを伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 仮称でございますが、地域医療連携センターの役割についてお答えいたします。

地域医療連携センターは、竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部からの要望により、平成28年4月の開設予定で現在設計等を進めております。

役割といたしましては、市民が健康づくりの場として活用し、さらに先ほどからお話が出ております医療・介護・保健と各分野の連携を推進する拠点となるものでございます。

具体的には、「医師会の牛久支部事務局」、それと医師会が運営する「訪問看護ステーションうしく」、これが常駐いたします。これは、医師会の在宅医療・介護の連携拠点といたしまして、在宅医療が目指す24時間対応体制の構築を支援するものとなります。

市の事業といたしましては、健康づくりの活動の場として、健康講座や教室等の実施を計画しているところでございます。

さらに、医療・介護・保健関係者への研修場所の提供、大規模災害時は医療救護の拠点として活用してまいります。

今後の地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民を交えた関係機関が連携する場として最大限に活用していくことで、「全ての人が安心して暮らし続けられるまち」を実現してまいります。以上です。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 今後の開設にあわせ、今後いろいろな体制がつくられていくものと思います。在宅で介護する人にとって、やはり一歩間違えるとすぐ、病状等を把握し損なうと病院に入院してしまうような事態も引き起こしかねない。日ごろの在宅でのケア、医療におけるケアも含めて重要になってくるといふふうに思いますので、今後ますますのこの点の連携をお願いし、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 以上で須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後2時27分休憩

午後2時45分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 改めましてこんにちは。本日最後になりましたが、会派市民クラブの杉森弘之です。

質問を始める前に一言。あと5日で3月11日です。東日本大震災から4年を迎えるに当たり、震災で犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げ、さらに現在も避難生活や絶望的な生活を強いられている被災者の方々に、その苦しみはいかばかりかと思いはせるものであります。

特に、福島第一原発事故でふるさとを追われ、仕事を奪われ、ともに暮らす地域社会を奪われ、あすを生きる希望を奪われて、事故後に多くの方々が自殺などに追い込まれている原発被災者の現状を見るにつけ、政府と東電の無責任性、民を捨てる棄民政策に怒りを禁じ得ません。

牛久市においても、昨年7月段階で、東電は1億1,000万円の損害賠償を履行しておらず、農産物も出荷停止に追い込まれました。

現在、なすべきことは、まず福島第一原発を安定化させ、放射性物質の垂れ流しをとめることであり、原発被災者の生活保障、損害賠償を国と東電が責任を持って行うことであり、放射線被曝した特に東日本の子

供たちの健康管理を強化することです。

福島第一原発がアンダーコントロール状態にあるなどというそを平気で公言し、さらには原発輸出や川内原発、高浜原発など、原発の再稼働を強行しようとしている安倍首相の姿勢を断じて許すことはできません。

さて、質問に入ります。

第1に、高齢化社会における医療・介護のあり方についてであります。

周知のとおり、昨年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立し、医療法、介護保険法等を含む医療介護の総合的・複合的な改正が行われ、多くが4月1日から施行されようとしています。

厚労省によれば、2025年の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になる大介護時代を乗り切るため、また参議院の厚生労働委員会調査室の説明によれば、近年、非正規労働者の増加を初めとする雇用基盤の変化や多世代同居の減少、高齢独居世帯の増加といった家族形態、地域基盤の変化など、現行の社会保障制度が前提としてきた社会に大きな変化が生じている。また、医療費及び介護費は、高齢化が進行する中で増加の一途にあり、財政を圧迫している。人口減少により、支え手の負担が高まる中、今後、社会保障制度を維持していくためには、現行制度の見直しは避けられないとの問題意識から始まっていると言われています。

そこで、医療法の改正としては、消費税増税分の一部約900億円規模を財源に都道府県に基金を設け、医療従事者等の確保・養成、看護職員等確保対策など、医療関連人材の確保の方策、さらに在宅医療の推進を進めるとしています。

そこでまず、牛久市あるいは県南における医療施設・病床・診療科・医師・看護師の過不足、市内地域格差、医療従事者の勤務状況について、市役所として知り得る範囲で説明をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 私のほうから、牛久市における医療施設・病床・診療所・医師・看護師の過不足、市内地域格差、医療従事者の勤務状況についての御質問にお答えいたします。

市内には、現在病院2カ所と55の診療所がございます。平成25年から29年の第6次茨城県の保健医療計画によりますと、牛久市を含む取手・竜ヶ崎保健医療圏における平成25年4月1日現在の病床数は、基準病床数3,135、既存病床数3,861でございます。基準を726床超えており、病床数全体としては不足していないという状況になっております。

先ほどお話しありました昨年6月に成立いたしました「医療介護総合確保推進法」では、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保が掲げられておりますが、これによりまして茨城県は地域医療構想、地域医療のビジョンでございますが、こちらを策定し、質の高い医療を確保するための基盤を整備すること

となっているところでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 2014年診療報酬改定においては、消費税5%から8%への引き上げに伴う薬価や医療材料の仕入れ負担増などへの対応として、診療報酬が1.36%引き上がったと言われております。しかし、消費税増税分を差し引くと、結果的にマイナスになるとも言われています。

そこで、今回のこの診療報酬の引き上げの影響と牛久市あるいは県南の医療施設の経営状況について、知り得る範囲で御説明をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 診療報酬1.36%の引き上げの影響と牛久市の医療施設の経営状況についてお答えいたします。

診療報酬につきましては、2年に一度改定されることになっておりまして、御案内のように平成26年の改定におきましては、消費税の3%引き上げに伴う薬価、そして医療材料の仕入れの負担増への対応といたしまして1.36%引き上げられております。しかしながら、消費税引き上げ分を考慮しなければ、診療報酬本体で0.1%の引き上げ、薬価・医療材料分では1.36%の引き下げ、結果として1.26%の引き下げとなっている状況でございます。

なお、診療報酬の引き上げ、実質的な引き下げでございますけれども、この影響を含めて市内施設の経営状況につきましては、市としては把握しているところではございません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 医療法改正に伴う医療制度改革においては、急性期医療を初めとする医療機能の分化の方向性が示されました。具体的には、従来の一般病院である急性期病院を高度なものとそうでないものとに区分けし、病床を再編することが盛り込まれています。そして、在宅復帰率という数値が病院経営で本格的に導入されようとしています。しかし、現在でさえも病院をたらい回しにされてしまう患者難民といった問題が顕在化しており、行き場のない患者がさらにふえるのではないかと懸念もされています。

そこで、牛久市において、医療機能の分化、在宅復帰率の現状と今後について説明をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 牛久市における医療機能分化、在宅復帰率の現状と今後、予防・在宅医療の展望についてお答えいたします。

医療機能の分化・連携を推進するための仕組みづくりは、先ほども須藤議員の中で答弁申し上げましたように、県の地域医療構想、地域医療ビジョンでございますが、それによる取り組みが2015年、27年度から県のほうでスタートするというふう聞いておりますけれども、また在宅復帰率につきましては、その中でも検討されると聞いております。

牛久市の状況といたしましては、レセプト情報だけでは把握することはできませんので、本人及び病院からの情報提供が唯一の情報源となる現状では把握困難な状況となっているところでございます。

しかしながら、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、健康寿命の延伸を目指し、さらなる健康づくりの推進と疾病予防に向けた取り組みは必要不可欠となります。

今年度は、生涯かつぱつプロジェクトにより、運動・食育・地域づくり・健診の強化を図ってまいりました。また、健康管理課、医療年金課と協働して国保加入者の多受診訪問等を実施いたしまして、適正受診による医療費の適正化に努めております。

今後は、医療介護総合確保推進法に基づく医療・介護との連携を強化し、安心して住み続けられるまちを実現してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 医療法の改正は、在宅医療の推進がもう一つ柱として据えられているところです。他方で、内閣府の地方創生推進室は、近未来技術実証特区におけるプロジェクトというものにおいて、遠隔医療をプロジェクトの柱の一つとしており、そのために改革すべき事項として中山間地域及び離島等、医療機関へのアクセスが困難な地域以外においても、初診及び急性期の疾患に対しても、一定の場合は医師の判断のもと、遠隔診療が可能であることを明確化する。

また、遠隔診療通知別表の慢性期疾患の対象が例示列举であることを明確化するとともに、テレビ電話を使用した遠隔診療も診療報酬の対象とすること、患者からの依頼があった場合、医師が処方箋原本を当該医療機関から調剤薬局にインターネット等で送信することで医薬品の交付を受けることを可能とする等、院外処方箋の電子化を先行実施すること、また調剤した医薬品を患者に交付する際に薬剤師がテレビ電話等で情報提供を行うとともに、民間事業者等の配達を可能とする等を挙げています。医療技術、医療機器の発達とともに、在宅医療、遠隔医療が革新的に発展してきていることも背景にあるようです。

そこで、牛久市において、在宅医療、遠隔医療、そして予防医療の現状について、さらに今後の展望についてお聞きいたします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 今後の展望でございますが、先ほども答弁申し上げましたように、まず今回の総合連携の中で、地域での効率的・質の高い医療の確保というのが県の基金、あるいはビジョンといった形で国の基本指針が出た上で進んでまいるといふふうに思っておりますし、それがベースとなって、さらに今のIT技術の進展によってそういった電子的なものも入ってくるものとは思われます。既にレセプトについては電子化されておまして、今は紙ベースではなく電子的なチェックをしているというようなことでございます。

いずれにいたしましても、今後のそういった医療体制の整備、それから2025年を見据えた地域ケアシ

システム、そういった総合的な推進の中で、さらにITの技術が加わった上で市として最善の方策をとっていくというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、改正介護保険制度についてですが、要支援1・2が対象となる現行の予防給付においては、訪問介護、通所介護などが市町村の地域支援事業に移行されることになりました。給付と事業では明らかにサービス形態、活用方法、理念などが異なり、特に給付は国の基準で決定されるが、事業は保険者である市町村の裁量が強くなるため、改正後、全国でサービスの水準が保障されるか未知数だとも言われています。

そこで、要支援1・2の予防給付が市の地域支援事業になった場合の市の財政的負担の変化、サービスの維持、その他の影響についてお聞きます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） それでは、杉森議員の要支援1・2の認定者のサービスの関係についてお答えいたします。

要支援1・2の認定者へのサービスが市の実施する地域支援事業に移行することにより、サービスの単価を市が設定することができることとなります。サービス単価を現状よりも低く設定できれば給付費が減少いたしますので、市の財政負担は軽減されることとなります。それが今回国の目指す介護保険制度の改正の一つでありまして、逼迫する介護保険財政を維持するための手だてであるとも考えます。

予防給付の削減を図り、財政健全化を目指すことが改正のメリットであるとは考えておりますが、市といたしましては、この改正により要支援や要介護認定者の方々のデメリットが生じないように、介護保険運営協議会等で御審議いただきながら、御意見等も伺って進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 介護保険の自己負担は、本年8月から年金収入が単身で280万円以上の人で2割になります。自己負担限度額も現在の月3万7,200円から、単身で年金収入383万円以上の方は、月4万4,400円に引き上げられる予定です。さらに、特養ホームや介護老人保健施設に入所した場合、食費や部屋代の自己負担に対する軽減がありますが、その認定基準が厳しくなり、所得だけでなく単身で1,000万円を超える預貯金を持つ人は補助の対象から外される見込みであります。年金額が伸び悩む一方で介護や医療の保険料は定期的には上がっていき、消費税増税もあり、高齢者の可処分所得は確実に目減りすると予測されます。そうした中で、自己負担が増大すれば利用を手控える高齢者も出てきて、重度者がふえることになり、かえって財政が逼迫してしまうおそれもあるとも言われています。

そこで、牛久市において、これらの自己負担増がどのような影響を与えるのか、御所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

平成27年8月からの改正で、年収入が280万円を超える方、夫婦で収入346万円を超える方が介護サービスを利用した場合、自己負担割合が2割となります。平成26年度の所得状況での対象者は、350名、全体の約15%の方が該当すると見込まれております。

また、高額介護サービスの限度額は一般世帯で3万7,200円が上限となっておりますが、同一世帯内に課税所得が145万円以上の第1号被保険者がいる場合、上限を4万4,400円に引き上げることとなります。

しかし、収入が383万円未満、同一世帯の第1号被保険者の収入合計が520万円未満であれば、申請すれば上限を3万7,200円に戻すことも可能となっております。

この申請につきましては、毎年8月に判定を行い、該当する対象者に対しましては、個別に勧奨の通知を送付することといたしております。

また、これまで住民税の課税状況で判定して施設入所者の食費及び居住費を減額しておりましたが、新たに預貯金を勘案して判定することが追加になっております。これは、先ほど質問にありましたように、単身の場合は1,000万円、夫婦で2,000万円という額が示されております。

この改正につきましては、ある程度所得がある方には応分の負担をしていただくという趣旨で改正になったものです。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今回の改正案では、サービスつき高齢者向け住宅、いわゆるサ高住が住宅地特例の適用対象となることが挙げられています。牛久市におけるサ高住の現状と住宅地特例化の影響について説明をお願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） サービスつき高齢者住宅についての御質問にお答えいたします。

サービスつき高齢者住宅は、国土交通省が高齢者の居住の安定を確保することを目的としまして、補助金の交付や税制の優遇を講じ、建設を推奨してきました。

現在、市内には2つのサービスつき高齢者住宅42戸が建設されており、また1棟が現在建設中でありまして、完成すれば合計3施設、全体で64戸となります。

今回の改正で平成27年4月からは住所地特例の適用施設となりますので、4月以降に転入して入居される方につきましては引き続き転入前の住所地の保険が適用されますので、今後は牛久市の介護保険財政を圧迫することは避けられるものと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、質問の第2として、ひたち野地区の中学校新設問題について質問をいたします。

まず、平成26年12月15日のチラシ、「牛久市教育委員会からのお知らせ」の中に、分離新設の国庫補助を受ける場合、申請時に必要な条件として、1 通学区の変更ができない、2 25学級以上の大規模校であること、3 過大規模校になる見込みで、かつその状態が相当期間継続すると見込まれることが書かれています。

この3つの条件の根拠について、いつどこでどのように定め、現在どのように運用されているのか御説明をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 杉森議員の2番ひたち野地区の中学校新設問題に関する御質問にお答えをいたします。

学校の規模につきましては、学校教育法施行規則により、12学級以上18学級以下を標準とするとある一方で、「地域の実情その他により特別な事情のあるときはこの限りでない」とされており、市町村の事情により柔軟な対応が認められているところでございます。

国庫補助事業の手引書である公立学校施設整備事務ハンドブックによりますと、31学級以上の過大規模については、分離新設または通学区の調整等により解消する必要があるとする一方で、過大規模校の増築についても認めております。

また、26年4月に文部科学省から配布された分離新設を行う場合の申請書類には、分離前の学校が24学級以下である場合は、分離新設を行わなければならない理由を問う記入欄がございます。

このようなことから、昨年12月15日に教育総務課が発行いたしました教育委員会広報におきましては、仮に牛久市が国庫補助事業として小中学校の分離新設の実施を申請する場合の条件としては、1つ目として通学区の変更により過大規模を解消できないこと、2つ目として文部科学省から分離新設補助申請をする特別な理由を問われない25学級以上であること、3つ目としまして、過大規模に対して増築では乗り切れないほど相当期間その状態が継続することが見込まれること、以上の3条件をお知らせしたところでございます。

なお、実際の補助申請におきましては、これら3項目以外にもさまざまなデータや状況の報告が求められ、補助採択の可否が判断されるということになっている現状がございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今の御説明で再確認させていただきたいのですが、そうしますとこの3項目というのは、この3項目という形で何か書かれているということではないということでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） おっしゃるとおり、1つにまとまったもので何か書かれているというものではないです。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、平成26年12月26日の牛久市小中学校施設整備等懇談会についてお聞きいたします。

謝礼が払われたそうですが、金額と謝礼を払った根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 昨年12月26日の会議の御質問にお答えをいたします。

謝礼の額につきましては、1人5,000円を当日の交通費及び報酬相当として支払いを行っております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 懇談会参加者の人選の根拠はどのようなものでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えいたします。

会議の構成員の人選につきましては、よりよい教育環境をつくり、児童生徒の健やかな育成を図るため、小中学校の適正な整備や運用等について幅広い視点から有識者の意見を聴取し整備計画の参考とする目的のため、市内の各地域・各主体から人選を行ったものでございまして、市議会議員、学校長会、各校PTA代表、学校区市政協議会からの選出に加え、市側から教育長、教育部長、建設部長、市長公室長を構成員といたしました。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 懇談会の議事録はありますか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えいたします。

議事録につきましては、現在作成中でありまして、これから公表をする予定としております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 続いて、平成27年1月31日のひたち野地区の中学校整備に関する住民説明会についてお聞きします。

まず、その案内についてですが、住民からの最初の質問は、「この説明会が昨年の市議会第4回定例会で可決されたひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会の開催を求める決議に基づいて開催されたのかどうか」でした。教育委員会が是認すると、「それなら、なぜ平成27年1月15日の広報うしくでは、ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会ではなく、学校施設整備に関する住民説明会などという名称にし

たのか」と住民が質問をしておられました。教育委員会の説明が納得いかなかったために質問した方からは、「住民を集めたくないからそのようにしたのか」というふうな鋭い指摘もありました。

そこで、改めてお聞きいたします。

なぜ学校施設設備に関する住民説明会などという市議会決議とは関係のない名前をつけたのでしょうか。そして、当日の資料には、なぜそれとまた違う「ひたち野地区の中学校整備に関する住民説明会」と書いたのでしょうか。御説明をお願いします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 1月31日に実施しました説明会の名称の御質問でございますが、まず「新設」という言葉を使わなかったという点につきましては、逆に教育委員会が開催する説明会において新設が前提だというふうに誤解を受けたくなかったということで、新設ということではなくて「学校施設整備に関する」というそういった名称といいますか題名をつけさせていただきました。

メール、それから広報紙等と若干文言の使い方は変わっておりますが、広報紙等も題名に対して内容部分を読んでいただければおわかりのとおり、同様のことが書いてあり、ましてや昨年からのこの問題、特にひたち野地区の皆様には十分関心がおありになっているという状況の中で、「名称が違うので違う説明会だと思った」ということについては、ちょっと私どもは考えられないということで当日もそのようなお話をさせていただいたということでございます。

○議長（山越 守君） 静粛にしてください。

杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 中学校の新設にするか整備というふうにするかの問題は納得がいきます。しかし、「ひたち野地区」という言葉がつく、つかないということは、名称としては大きな違いがあります。この点については、いかがですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えいたします。

まず、今回の説明会につきましては、下根中の生徒数の増加予測等の御説明をさせていただいたわけですが、当然ひたち野地区の学校区、いわゆる下根中学校に通う子供たちが住む場所というのはひたち野地区であるということで、ひたち野地区というふうに使ったわけでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問と回答がちょっとすれ違っているのかもわかりませんが、広報うしくは別にひたち野地区だけに配られているものではありません。牛久市内全域です。そして、「ひたち野地区の中学校新設」と言うか「整備」と言うかは別にして、この問題に関心を寄せているのも、ひたち野地区の人々だけではございません。その面からすると、この名称の違い、「ひたち野地区」という言葉をつけていなかった

ということは、何か意図的なものを感じさせるというふうに指摘する方もおられるわけですが、その点についてはいかがですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） ただいまの御質問ですが、確かに題名という部分ですね。題名にしましては「学校施設整備に関する住民説明会」という見出しで広報しているわけですが、内容をごらんいただければ一目瞭然でございますが、内容のほうには、「ひたち野うしく地区の学校整備について次の通り説明会を開催します」というふうに書かせていただいているわけですので、題名だけ、題名に「ひたち野地区」と入っていなかったというのは、どういうものかなというふうにはちょっと私どもは考えるところでございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今、次長の御説明の中では、ひたち野地区のPTAにメールで広報したと言われていますが、これは事実ですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えをいたします。

これは、小松崎議員の一般質問でもお答えしましたとおり、教育委員会、それとひたち野うしく小学校、中根小学校、下根中学校のメールマガジンに2回、合計約3万4000通のメールを配信をしてこの開催を呼びかけております。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 住民からお聞きした話ですので定かではありませんが、住民からPTAにメールを流すように言われてメールを流したというふうなうわさもございますが、それは事実ですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 事実とは異なります。当初からメールを使った広報をする予定でございました。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、住民説明会の1時間半という時間設定についてお聞きします。

これについて、同僚議員への回答の中で、「お子様連れも考慮して1時間にした」という回答がありましたが、これは本気で言った言葉でしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 時間設定につきましては、以前答弁いたしましたとおり、お子様を連れての参加ということも当然想定をして、長くなり過ぎないようにということで設定したものでございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） さらに、同僚議員への回答の中で、1時間半にした理由のもう一つとして、「同じことの説明になるから」と言っていますが、それも事実ですか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 時間設定に関して「同じことになる」という答弁はした覚えはございません。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 教育委員会、住民説明会というものをどのように捉えているのか、このことが大変大きな問題であるというふうに思います。1時間半、この中で実に半分以上を教育委員会の説明で費やしました。住民からの希望、あるいは意見が述べられる時間はその半分以下ということにすぎません。

住民の話をじっくり聞くつもりはなかったということなのかどうか、この点についてお聞きいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 時間設定につきましては、限られた時間の中で適正に配分したというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 限られた時間の中での問題ではないんです。1時間半という設定自体がどうだったのかという問題です。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 1時間半という時間についても、適正であったというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） これは、市長に質問をいたします。

今定例会に住民説明会の新たな請願を寄せておられる住民がおられます。ここには、「市長にぜひこの住民説明会に出席してほしい。市長に責任を持って説明してほしい。市長は、住民の意見を聞いてほしい」と要望されていますが、市長はこれにどのように応えるのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） まだその請願書を見ておりません。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今の私の説明では判断できないということでもよろしいですか。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 前回の住民説明会、私も5分か10分おくれて参りましたが、公務があいた

ために一応傍聴しようということで2階席のほうから聞かせていただきました。黙って聞いておりましたけれども、最終的に誰も発言がなくて、それで終わりました。いわゆる説明会をした後の質疑・質問等やって、いわゆる大勢の質問者がいる中で時間ですからと切ったわけじゃない。黙って見ていますと。それで最後に飯岡幹雄さんがいろいろたんか切ったみたいないろんなことを言って、最後終わって、その後もう質問者はいなくなって終わりました。そして、質問者の大半が父兄じゃない。PTAの会じゃないですね。非常に政治的な場面をただ提供したのかなというような感じをしております。そういう印象だけ申し上げておきます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 印象ということですので、余りそれを追求するつもりはありませんけれども、かなり間違った印象であったというふうに思います。挙手していた人たちは大変多数です。そして、私も存じ上げているPTAの方も多数おりました。それらの事実というところは、よく見ておいていただきたいというふうに思います。

また、請願については、よくごらんになっていただきたいというふうに思います。

次に、生徒数予測についてお聞きします。

これまで議会に出したこともない低い数字を突然出してきて、「ひたち野地区は人口増大のピークを過ぎた。だから、中学校の新設はしない」と強弁をしていました。住民からは、「住民の不動産価値に一方的に損害を与えるような話だ」というふうなお話まで出ました。さらに、「人口問題を語るなら、都市計画課なりの専門部署が責任を持って説明するべきであり、同地区の今後の都市計画をどうするか議論も説明もなく、教育委員会が歩いて数えましたなどということ納得できるものではない」、そのような強い不満が出ていました。

このような方法が適切だと思いますか、質問します。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 市議会全員協議会においても説明させていただきましたとおり、ひたち野地区内で残っている空き地の数や同地区内での新築住宅の建築確認件数がここ数年で著しく減少している状況というものは、専門部署ならずとも市の立場であれば十分把握ができる問題でございます。そういった中で、今回の増築をするのか、それとも分離新設をするのかという判断をする上での重要な材料としての生徒数予測というものを推測するに当たり、現在というか今後どういうふうなまち、住宅の張りつきがなっていくんだろうかということ過去から現在に至るまでの状況を見ながら推計を出していったということでございますので、この手法について特に間違っているというふうな認識は持ってございません。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） そもそも話になるかもしれませんが、教育委員会がこれまで数度にわたるチラシの中で出してきた数字、例えば建設費については必要のないプールの建設を入れてみたり、タキイ種苗の跡

地を購入すれば安く土地を購入できるにもかかわらず、誇大な土地購入費を計上してみたり、校舎の建設費に増築費用まで潜り込ませる、こういった手法で建設費を意図的に誇大に見せかけようとしてきました。他方でクラス数は、反対に、中学1年生の1クラスの人数は35人以下であるにもかかわらず、40人で計算してクラス数を少なく見せかけようとしてきました。建設費は誇大に、クラス数は過小に描き出し、今度は生徒数まで手を加える。私立中学校進学率についても、昨年の11月27日に市議会に提出した資料では、例年1割程度と書いていながら、わずか2カ月後の1月31日の資料では14.1%としています。このような手法を今後もとり続けるつもりでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えをいたします。

公表する数値等につきましては、極力——極力といいますか正確なものを出していくというのは当然でございますので、今御質問のあった私立中学への進学率10%というのは、逆に少なく見積もった数字でしたので、今回皆様に御提示させていただいたのは5年間の平均の14%という注釈、枕言葉としてつけさせていただきましたし、仮にそれより少なくなった10%も一例として挙げさせていただいたということで、なるべく御理解をいただけるような説明を尽くしていきたいということでこのような提示の仕方をさせていただいていると。

あと、過去、前回の生徒数予測に使用しました教室数につきましては、文科省の補助要綱では40人学級というものが計算上必要なものであったということで、40人で使っていたという部分もございましたので、今回議員の御指摘にもありましたので、茨城県で運用されている35人学級、小学校1年生から中学校1年生までは35人学級という通知で教室数の計算をし直したということで、正確な数字の公表に努力をしてみたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、牛久三中の生徒数の推移の評価についてお聞きします。

ピーク時から10年後に40%減、現在は60%減とあり、「牛久三中の経験から……」となっています。このことは、三中の経験から何を学ぶつもりなのでしょうか。まさか、だから三中は新設すべきではなかったということなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えをいたします。

牛久三中につきましては、刈谷団地への人口流入による生徒増を見込みまして、昭和54年度に牛久一中から分離新設をした学校でございまして、昭和62年度のピーク時に1,160名という生徒数を数えましたが、その後は団地内の高齢化の進展とともに減少をしていきまして、ピーク時から約10年後の平成9年度にピーク時の約4割減の703名、今年度では約6割減の459名の在校生という状況になってございま

す。

こういったことから、限られた宅地面積の戸建て住宅における3世代同居ということをしにくい住宅環境、これは牛久市の状況は大体同じような状況かと思いますが、若干広目に宅地をつくっておりますひたち野地区においても、こういった状況というものを参考にしていく必要があるのではないか、また重要な事例となるのではないかということで、一つの事例として挙げさせていただいている状況でございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 事例を挙げるというときは、普通そこから何を教訓にするのか、このことが大事なんです。今のお話では、だから三中はつくってよかったということなのか、三中はつくるべきでなかったということなのか、答弁がさっぱりわからないんですが、その点について再度お聞きいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 私のほうではつくってよかったとか、つからないほうがよかったというようなことを事例として挙げるために使ったものではないということでございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 南中学校などの経験も同様に語られることがありますが、ピーク時にPTAをしておられた住民のお話を聞くと、「人数が急激に減ったなどということではなく、人数の急増に対する市の対応が遅かった」、こういう感想を述べられております。

下根中の問題も、今分離新設を決断しなければ遅きに失すと考えますが、どのようにお考えでしょうか。再度質問をいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 下根中の分離新設に関しましては、全員協議会でも説明させていただいたとおり、分離新設ではなく増築で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 平成27年1月19日の文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には、大規模校、過大規模校の具体的な課題、問題点というものが指摘されています。これについては、先ほど次長も指摘をされました。幾つか紹介します。

学校行事等において、係や役割分担のない子供があらわれる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。集団生活においても、同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。同学年でも、お互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。教員集団として児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合があるなど、7項目に及びます。

教育委員会は、大規模校のメリットやすぐれた点ばかりを強調しますが、なぜこのような問題点を素直に

取り上げ、それに対する対処策について具体的に説明をしないのでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） お答えをいたします。

本年1月に公表されました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」につきましては、全国的な傾向である小中学校の小規模化の問題に関して、統廃合または存続を検討する際の基本的な方向性や留意点を取りまとめ、文部科学省が59年ぶりに公表したものでございます。

この手引につきましては、全47ページございますが、そのうち46ページに主眼とする小規模校への対応の問題が書かれており、1ページにのみ大規模校についてのデメリットやその解消の方策などが記載されたものでございます。

この手引に記載されている大規模校、過大規模校のデメリットについては、それぞれの発現の可能性を示したものであり、全てが顕在化するものとは考えておりません。杉森議員もこれをよく読まれていると思いますので、この「可能性」という文言の使い方、大規模校に関しては「可能性がある」と7つ全て書いてあると思いますが、小規模校のデメリットはほとんどが断定的な言い方をしているということが読んでいただくとわかると思いますが、そういうところからも、これから大規模校となっていく下根中学校の運営を考える上で、これらのデメリットの予防策というものを早い段階から講じるための手引としても使えるのではないかと考えているところでございます。

この手引につきましては、大規模校の課題を解消するための方策ということで、学校の分離新設だけが唯一の手段ではなく、通学区の見直し、校舎増築、教頭の複数配置、教職員の増員など、適正な学校運営を図るための工夫が示されているというふうに理解をしているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、確認の意味でお聞きます。

教育委員会は、昨年までは「5年後に検討する」と言っていました。最近の市長などの発言からは、増設一本で行くというような発言が聞こえるように感じます。これは、5年後の検討もしないで増設一本で行くということに決めたということでしょうか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 確かに昨年12月まで判断がまだ早いということで、広報等でもお知らせをしておりました。1月31日の説明会を開催するに当たり、新たなデータ、最新のデータを使った生徒数予測を行った結果、現在の状況であれば31学級以上の過大規模校にならないだろうという生徒数予測、教室数予測ができたことから、現段階では増築による対応ということが喫緊の課題となるということで判断をしたということをお知らせしているところでございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 私は、別に5年後の検討ということがいいことだということでは、私に言っているわけでは、ありませんが、変化の問題について再確認を、これは市長が答えてくれても結構ですが、ぶつぶつ言っていないで答えますか。増設一本で行くということで判断をしたということでございますか。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長川井 聡君。

○教育委員会次長（川井 聡君） 今回の生徒数予測に基づいて、現時点では増設でいくというふうに決めています。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の第3番目として、平成26年9月改正の牛久市一般非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について質問をいたします。

まず、新しい条例に基づく新しい制度についての説明を一般非常勤職員に対しどのように行ったのか、全員に説明したのかどうかも含めて説明をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 一般非常勤職員が主任非常勤職員、総括非常勤職員になるための資格・条件等についての質問でございますが、今回の条例改正の内容について、非常勤職員への説明会を3日間、延べ8回開催をさせていただいております。合計で129名の非常勤職員の方が出席されたという状況でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、一般非常勤職員が主任非常勤職員、総括非常勤職員になるための資格・条件についてお聞きします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 「一般」から「主任」への昇任の資格につきましては、月額報酬者であって、月額5種相当の能力があると所属部長が認めた場合に主任昇任試験への推薦資格が発生いたします。この5種相当の能力とは、業務を十分に理解し、市職員として意識が高い職員を指してございます。

推薦されますと、その後、本人の申し込みの後、勤務評定、選考試験としてのレポートを提出し、その結果により主任への可否が決定されるという形になります。

主任から総括への昇任の場合は、主任昇任と同様の流れとなりますが、資格につきましては月額19種相当の実力があると所属部長が認めた主任非常勤職員が推薦されるという形になります。ここで言う19種相当の職員実力とは、主任として十分に経験を積んで、市政に大きく寄与している職員を指すものでございます。

主任、総括に承認するためには、どちらも推薦が必要という状況でございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 5種相当、あるいは19種相当ということは、5種になっていなくても、相当と認められればよいとこういう理解でよろしいですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） はい。ただいま申し上げましたのは5種相当ということで、議員のおっしゃるとおり、5種相当の実力、力量のある職員として所属部長等が推薦をしてきたという場合の職員を指すものでございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） ちなみに、5種の一般非常勤職員というのは現在何人ぐらい存在しますか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） これは平成27年の2月現在のデータということになりますが、5種相当の月額報酬職については、21名となっております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今5種相当というふうに言われたんですが、5種の人という意味ではないんですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 失礼いたしました。現在5種という職にある職員が21名いるということでございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 推薦が必要ということですが、仮に5種の人が主任になりたいと、チャレンジしたいというふうに言った場合、推薦がなくてもチャレンジできるんですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 現在の運用制度の中におきましては、まず入り口が通常の勤務状況を日々見ているその課の上司、課長補佐並びに課長、部長、次長という形の推薦を得た者ということになってございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） その推薦をするかしないかという基準というのは、どのように判断をするのでしょうか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 先ほども御答弁させていただきましたが、日々の勤務状況並びに主任におきましては、業務を十分に理解し、市職員としての意識が高い職員ということを基準とさせていただいております。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） それらの基準、資格などについては、何か文章でつくっているものがありますか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 条例に基づく規則の中で明確に定めをさせていただいてございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 非常勤の場合は、級ではなく種という言葉を使うようですが、1種以上昇進することはあるのでしょうか。あるとすれば、その資格、条件について説明をお願いします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 1種以上の昇種の資格条件としましては、非常勤職員再任用時に勤務評定を行わせていただきまして、勤務評定の点数が60点以上の場合について、1種上の種に任用という形になります。この際、2つ以上飛び級というのは想定してございませんが、時間給から月額報酬への切りかえの際に前歴や資格等を考慮して1種以上の月額から始まる場合等もございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 現在の種で上位10人ほどの職種、職層と種をお知らせいただきたいと思います。なお、非常勤職員の職層、種の現状をあらわす一覧表は別に希望をいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 種上位10人の職層と種についてでございますが、2月末現在、月額報酬者は194名いらっしゃいます。最も高い種は事務職員の7種が1名、次に5種の事務職員、調理員、保育士、幼稚園教諭が21名おります。最も多い種が3種となっております、93名と全体の約50%となっております。

また、個別の上位10種の表につきましては、別途御提示をさせていただきます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 常勤職員と非常勤職員の指導・責任関係についてお聞きします。

例えば、非常勤職員の主任非常勤職員、総括非常勤職員が生まれた場合、常勤職員の主事などとの関係はどうなるのでしょうか。どちらが指導的立場になるのか、責任の所在はどうなるのか、お聞かせください。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 常勤職員と非常勤職員の指導、責任関係についてでございますが、常勤職員や非常勤職員との関係は、今まで、これまでの運用と特に変わったところはございません。主任や総括非常勤職員に任用される職員は、さきの質問でもお答えいたしましたとおり、規則で規定した職務と責任に応じた仕事ができる職員であり、非常勤職員の間の上下関係などもございません。それぞれ主任、総括級の仕事ができる非常勤職員であるということでございます。このように、非常勤職員の頑張りが認められることに

より、常勤職員に対しましても大きな刺激となると考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 確認の意味でもう一度お聞きます。

非常勤職員と常勤職員との間はこれまでどおりで、非常勤職員が常勤職員に対して指導的な立場に立つことはない、このような理解でよろしいんですか。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 非常勤職員であっても、非常勤職員の中でも、その部署において業務の経験年数がかかなりある方、たくさんいらっしゃいます。豊富な経験の中で、常勤職員が異動等で入れかわる、この場合に、非常勤職員であっても常勤職員のほうに対してこれまでの業務経験を生かした中で指導並びに連携を図っていくというようなことは多々生まれるものと考えてございます。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 最後に、昨年の12月定例会で私に取り上げました総務省の26年通知との整合性についてお聞きます。

26年通知は、臨時・非常勤職員は、臨時的・補助的な業務または特定の学識経験を要する職務に任期を限って任用する者としており、一般職の非常勤については、任期を限った任用を繰り返すことで事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきであるとしています。さらに、これらの臨時非常勤職員についての業務の内容や業務に伴う責任の程度は、任期の定めのない常勤職員と異なる設定とされるべきものであることに留意すべきであると述べております。

牛久市の現状は、同じ12月定例会で指摘した3つの判例にとどまらず、総務省の26年通知に明確に反するものであると考えますが、市の御所見を改めてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの総務省26年度通知との整合性につきましては、21年度通知等からの制度の変更等もございました。そういった中で、制度設計並びに条例制定に際して、これは牛久市の一般職、非常勤職員の条例制定をさせていただいているものでございますが、これに当たりましては、専門家の意見を十分に聞きながら議論をしてきたところでございます。

当市におきましては、通知内容等を考慮に入れて非常勤制度の充実を図るため制度構築を目指してきたというところでございます。

とりわけ26年度通知にございます育児休業や介護休暇などの整備につきましても、24年度から導入するなど率先して取り組みを進めているということでございまして、今後におきましても、より一層の非常勤職員制度の充実に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） 杉森弘之君。

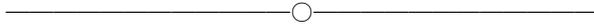
○7番（杉森弘之君） 現在の大きな流れの中で、非常勤を常勤化するという動きが一つの流れとして出ております。今、この牛久市においても、この非常勤が他と比べても異常に増大している中で、この問題は避けて通れない問題となることと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山越 守君） 以上で杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

次に、日程第2、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（山越 守君） お諮りいたします。

あす7日と8日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、あす7日と8日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時03分延会